基発 0325 第 2 号
平成 28 年 3 月 25 日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局長
（公　印　省　略）

徴収関係事務取扱手引Ⅱ（滞納処分）の一部改訂について

労働保険の滞納処分に関する事務の取扱いについては、平成 27 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 8 号「徴収関係事務取扱手引Ⅱ（滞納処分）の改訂について」により取り扱ってきたところであるが、下記により本手引の一部を改訂するので、事務処理に遺漏なきよう取り扱われたい。

記

1　改訂箇所（別添参照）
　第２章　督促と滞納整理
　第５章　交付要求及び参加差押え
　第７章　滞納処分に関する猶予及び停止等

2　改訂年月日
　平成２８年４月１日

20160401

徴収関係事務取扱手引　Ⅱ

（滞納処分）

平成 27 年 3 月

平成 28 年 4 月一部改訂

労働基準局労働保険徴収課

20160401

本通達において引用した法令等の略語は、次のとおりである。
また、条数はアラビア数字で、項は○印、号は漢数字で表示した。

徴　収　法　＝　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）
徴　収　則　＝　労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和 47 年労働省令第８号）
国税通則法　＝　国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）
国税徴収法　＝　国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）
国税徴収令　＝　国税徴収法施行令（昭和 34 年政令第 329 号）
通基本通達　＝　国税通則法基本通達（昭和 45 年６月 24 日）
基 本 通 達　＝　国税徴収法基本通達（昭和 58 年５月 31 日）
滞　調　法　＝　滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和32年法律第94号）
滞　調　令　＝　滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令（昭和 32 年政令第 248 号）
手　引　Ⅰ　＝　徴収関係事務取扱手引Ⅰ（徴収・収納）

20160401

目　　次

第１章　総則

第１　労働保険徴収法の目的、特色

１　労働保険徴収法の目的 …… 1-1
２　特色 …… 1-1
（１）国税徴収手続の準用 …… 1-1
（２）先取特権の順位 …… 1-1
（３）自力執行権 …… 1-2
３　徴収手続の流れ …… 1-2
（１）労働保険料等の申告・納付 …… 1-2
（２）納期限 …… 1-2
（３）督促 …… 1-2
（４）財産調査 …… 1-2
（５）差押え …… 1-2
（６）交付要求及び参加差押え …… 1-3
（７）換価 …… 1-3
（８）配当 …… 1-3
（９）その他 …… 1-3

第２　滞納処分と執行機関

１　滞納処分等の意義･性質 …… 1-4
（１）滞納処分 …… 1-4
（２）滞納整理 …… 1-4
２　執行機関 …… 1-4

第２章　督促と滞納整理

第１　督促と効果

１　督促の要件 …… 2-1
（１）労働保険料 …… 2-1
（２）一般拠出金 …… 2-2
（３）追徴金 …… 2-2
２　督促状の発行 …… 2-3
（１）督促状の指定期限 …… 2-3
（２）督促に対する不服申立て・訴訟期間 …… 2-3

第２　滞納整理の進行管理

１　滞納整理の目的 …… 2-5
２　滞納整理の進行管理 …… 2-5
（１）滞納整理計画の策定と整理実績の把握 …… 2-5
（２）滞納実態の把握 …… 2-5
（３）整理対象の選定と整理計画の策定 …… 2-7
（４）整理方針に基づく滞納整理 …… 2-7

第３　納付督励

１　納付督励の実施 …… 2-8
（１）納付督励 …… 2-8
（２）納付計画の作成等 …… 2-8
２　納付督励の流れ …… 2-8
（１）電話・文書による督励 …… 2-8
（２）臨戸訪問（実地督励） …… 2-9
（３）事業主等が留守の場合の対応 …… 2-9
３　納付督励の基本的な対応方法 …… 2-10
（１）滞納事業場との接触の注意点 …… 2-10
（２）納付の意思はあるが即納できない滞納事業場に対する対応 …… 2-10
（３）納付する誠意のない滞納事業場に対する対応 …… 2-10
（４）納付資力に乏しい滞納事業場に対する対応 …… 2-11
（５）滞納整理事績の記録と処分方針の検討 …… 2-11

第４　納付資力調査

１　納付資力調査の目的 …… 2-12
２　納付資力調査の流れ …… 2-12
（１）決算書の書類 …… 2-12
（２）貸借対照表で把握される内容 …… 2-12
（３）損益計算書で把握される内容 …… 2-13
（４）資金繰り等に基づく納付資力の把握 …… 2-15

第５　強制措置

１　強制措置の実施 …… 2-16
２　強制措置の流れ …… 2-16
（１）財産調査の実施 …… 2-16
（２）差押えの実施 …… 2-16

第３章　財産調査

第１　財産調査の必要性 …… 3-1
第２　財産調査の権限と責任 …… 3-1
第３　準備調査
１　庁内における調査･確認 …… 3-2
（１）[redacted] …… 3-2
（２）[redacted] …… 3-2
（３）[redacted] …… 3-2
（４）[redacted] …… 3-3
２　官公署調査 …… 3-3
（１）所有権等の調査 …… 3-3
（２）住所等の調査 …… 3-5
（３）関係庁の処分状況等からの調査 …… 3-5
３　[redacted]調査 …… 3-5
（１）郵送による調査 …… 3-6
（２）[redacted]への臨場調査 …… 3-10
４　その他の調査 …… 3-11
（１）[redacted] …… 3-11
（２）[redacted] …… 3-11
第４　臨戸調査
１　質問･検査 …… 3-12
（１）質問ができる場合 …… 3-12
（２）質問の相手方 …… 3-12
（３）質問の内容 …… 3-13
（４）質問の方法 …… 3-13
（５）質問者の態度 …… 3-13
（６）質問の形式 …… 3-13
（７）質問事項の記録 …… 3-14
２　質問応答書及び聴取書の例 …… 3-15
３　検査 …… 3-16
（１）検査のできる場合 …… 3-16
（２）検査の相手方 …… 3-16
（３）検査の実施 …… 3-16
（４）検査の時刻 …… 3-17
（５）検査の場所 …… 3-17
（６）検査対象帳簿・書類 …… 3-17
（７）検査の内容 …… 3-17

（８）検査の方法 …… 3-17
４　捜索 …… 3-18
（１）捜索ができる場合 …… 3-19
（２）捜索のできる場所 …… 3-19
（３）捜索のできる物件 …… 3-19
（４）捜索の時刻 …… 3-20
（５）捜索の立会人 …… 3-20
（６）捜索の方法 …… 3-21
（７）捜索調書の作成及び交付 …… 3-22
５　出入禁止 …… 3-22
（１）出入禁止をすることができる場合 …… 3-22
（２）出入禁止の掲示 …… 3-22
（３）出入禁止に従わない場合 …… 3-22
６　質問・検査と捜索との相違 …… 3-23

第５　財産別調査

１　土地、建物の調査 …… 3-25
（１）[redacted]の調査 …… 3-25
（２）[redacted]の調査 …… 3-25
（３）[redacted]による調査 …… 3-25
（４）[redacted] …… 3-26
２　[redacted]の調査 …… 3-26
（１）[redacted]の調査 …… 3-26
（２）[redacted]の調査 …… 3-26
（３）調査の手順 …… 3-27
３　動産及び有価証券の調査 …… 3-32
４　財団を組成しない工場抵当の目的となっている財産の調査 …… 3-32
５　工場財団の目的となっている財産の調査 …… 3-32
６　立木の調査 …… 3-33
７　船舶の調査 …… 3-33
（１）[redacted]の調査 …… 3-33
（２）[redacted]の調査 …… 3-34
８　自動車の調査 …… 3-34
（１）[redacted]の調査 …… 3-34
（２）[redacted]の調査 …… 3-34
９　建設機械の調査 …… 3-34
（１）[redacted]の調査 …… 3-35
（２）[redacted]の調査 …… 3-35

10　電話加入権の調査 …… 3-35
（1）[redacted]の調査 …… 3-35
（2）[redacted]の調査 …… 3-35
11　仮登記に係る権利の調査 …… 3-36
12　買戻権の調査 …… 3-36
（1）[redacted]の調査 …… 3-36
（2）[redacted]調査 …… 3-36
13　動産の共有持分の調査 …… 3-37
14　賃借権の調査 …… 3-37
15　[redacted]の調査 …… 3-37
16　財産調査一覧表 …… 3-38

第４章　差押え

第１節　差押えの通則

第１　差押えの意義、効力

1　差押えの効力 …… 4-1
（1）差押えの一般的効力 …… 4-1
（2）差押えの効力の及ぶ範囲 …… 4-2

第２　差押えの行為

1　差押えを行うことができる職員 …… 4-4
2　差押えを行うにあたっての留意事項 …… 4-4
（1）差押えのために携帯すべき書類 …… 4-4
（2）円滑公正な執行 …… 4-5
（3）適正な執行 …… 4-5
（4）滞納者からの異議の申出に対する配意 …… 4-5

第３　差押えの執行

1　差押えができる場合 …… 4-6
2　差押えができない場合 …… 4-6
3　差押えの時期等 …… 4-7
（1）着手の時期 …… 4-7
（2）着手前の催告（差押予告） …… 4-7
（3）休日等 …… 4-7
4　差押えの手続 …… 4-8
（1）差押調書の作成 …… 4-8
（2）差押調書の謄本交付 …… 4-10
（3）差押通知書（差押書）の交付 …… 4-11

（４）差押財産の搬出をする場合 …… 4-12
（５）各種財産の差押手続の概要 …… 4-13

第２節　差押財産

第１　差押え対象財産の一般的要件

１　財産の帰属 …… 4-15
（１）一般財産の帰属認定 …… 4-15
（２）滞納者の名義でない財産の帰属認定 …… 4-16
（３）夫婦又は同居の親族の財産の帰属認定 …… 4-17
２　財産の所在 …… 4-17
３　金銭的価値を有する財産 …… 4-17
４　譲渡又は取立てができる財産 …… 4-18
（１）指図禁止手形、小切手 …… 4-18
（２）納付者の一身に専属する権利 …… 4-18
（３）要役地の所有権に従たる地役権等 …… 4-18
５　差押禁止財産以外の財産 …… 4-18

第２　差押え対象財産が特殊財産である場合

１　共有財産 …… 4-19
２　取消できる法律行為又は契約解除の目的となった財産 …… 4-19
３　条件付又は期限付譲渡の目的となった財産 …… 4-19
４　売買予約の目的となった財産 …… 4-19
５　買戻し特約等の目的となった財産 …… 4-19
６　譲渡担保財産 …… 4-20
７　没収保全がされた財産 …… 4-20
８　担保のための仮登記のある財産 …… 4-20
９　仮差押え又は仮処分の目的となった財産 …… 4-21
10　強制管理の目的となった財産 …… 4-21
11　滞調法の適用を受ける財産 …… 4-21
12　再生手続開始の決定がされた者の財産 …… 4-21
13　特別清算の開始された会社の財産 …… 4-21
14　法令等による譲渡制限がある財産 …… 4-21
15　留置権による競売が開始された財産 …… 4-22
16　未分離の果実 …… 4-22
17　破産手続開始の決定がされた者の財産 …… 4-22
（１）開始決定前の包括的禁止命令 …… 4-22
（２）破産管財人又は破産裁判所に対する交付要求 …… 4-22
（３）滞納処分の続行 …… 4-23
（４）滞納処分の続行 …… 4-23

（５）別除権の行使 …… 4-23
18　会社更生法の適用を受ける会社の財産 …… 4-24
（１）開始決定前の滞納処分等の中止命令 …… 4-24
（２）開始決定前の包括的禁止命令 …… 4-24
（３）開始決定による滞納処分等の中止等 …… 4-24
第３　差押財産の選択
１　超過差押えにならない財産 …… 4-25
２　無益な差押えにならない財産 …… 4-25
３　第三者の権利の目的となっていない財産 …… 4-26
４　換価に便利な財産 …… 4-26
５　保管又は引揚げに便利な財産 …… 4-26
６　生活等に支障が少ない財産 …… 4-26
７　相続した財産 …… 4-26
第３節　差押禁止財産
第１　差押えが禁止されている財産
１　差押えができない財産 …… 4-27
（１）衣服、寝具等 …… 4-27
（２）食料及び燃料 …… 4-27
（３）その他 …… 4-27
２　特別法により差押えが禁止されている財産 …… 4-29
３　社会保険制度に基づく給付の差押禁止 …… 4-37
４　条件付で差押えができない財産 …… 4-39
第４節　財産別の差押え手続
第１　債権（[redacted]）の差押え
１　差押えの対象となる債権 …… 4-40
２　差押えの手続 …… 4-40
（１）差押調書の手続 …… 4-40
（２）差押調書の作成 …… 4-41
（３）差し押える債権の範囲 …… 4-47
（４）差押財産の取立て …… 4-48
（５）債権証書の取上げ …… 4-48
３　[redacted]の差押え …… 4-49
（１）差押えに当たっての留意点 …… 4-49
（２）事前作業 …… 4-50
（３）[redacted]を臨場する場合の主な流れ …… 4-50
（４）帰庁後作業 …… 4-51

（５）差押え後の対応 …… 4-51
4 [redacted]の差押え …… 4-51
（１）差押えに当たっての留意点…… 4-52
（２）事前作業 …… 4-52
（３）[redacted]の差押えの主な流れ …… 4-53
（４）[redacted]の差押えの主な流れ …… 4-54
（５）帰庁後作業 …… 4-55
（６）差押え後の対応 …… 4-55
5 [redacted]の差押え …… 4-55
（１）[redacted]の種類及び帰属 …… 4-55
（２）[redacted]の差押えの有無 …… 4-56
（３）差押えに当たっての留意点 …… 4-56
（４）[redacted] …… 4-56
（５）[redacted]について …… 4-57
（６）事前作業 …… 4-58
（７）差押えの流れ …… 4-58
（８）帰庁後作業 …… 4-58
（９）差押え後の対応 …… 4-58
6 各種債権を差し押える場合の注意事項 …… 4-58
（１）[redacted]に対する債権を差し押える場合 …… 4-58
（２）[redacted]を差し押える場合 …… 4-58
（３）[redacted]を差し押える場合 …… 4-59
（４）[redacted]を差し押える場合 …… 4-59
（５）[redacted]を差し押える場合 …… 4-60
7 その他債権を差し押える場合の注意事項 …… 4-60
（１）連帯債務者のある債権の差押え …… 4-60
（２）保証人のある債権の差押え …… 4-60
（３）滞納処分による差押えがされている債権の差押え …… 4-61
（４）強制執行等による差押えがされている債権の差押え …… 4-62
（５）対抗要件を欠いて譲渡された債券の差押え …… 4-62
（６）代理受領の目的となっている債権の差押え …… 4-62
（７）譲渡禁止の特約のある債権の差押え …… 4-63
（８）手形又は小切手の振り出されている債権の差押え …… 4-63
（９）不渡異議申立預託金の差押え …… 4-63
（10）公示催告中の手形等に係る債権の差押え …… 4-64
（11）換地の所有権移転があった場合の精算金交付請求権の差押え 4-64
（12）担保権付債権の差押え …… 4-64
（13）電子記録債権の差押え …… 4-66

8　差押えの効力 …… 4-67
（1）効力の発生 …… 4-67
（2）履行の禁止と債権の譲渡 …… 4-67
（3）利息に対する差押え …… 4-68
（4）相殺の禁止 …… 4-68
（5）差押債権の取立て …… 4-68

第2　動産又は[redacted]の差押え

1　動産の意義及び範囲 …… 4-71
（1）動産の意義 …… 4-71
（2）動産の範囲 …… 4-71
2　[redacted]の意義及び範囲 …… 4-74
（1）[redacted]の意義 …… 4-74
（2）[redacted]の範囲 …… 4-75
（3）[redacted]と認められない[redacted] …… 4-76
3　差押えの手続 …… 4-77
（1）占有 …… 4-77
（2）差押調書の作成 …… 4-77
（3）差押調書の作成時期 …… 4-78
（4）差押調書謄本の作成及び交付 …… 4-78
（5）第三者が占有する動産、[redacted]の差押手続 …… 4-78
（6）引渡命令を受けた第三者の権利の保護 …… 4-79
（7）差押動産等の搬出制限 …… 4-80
（8）封印等による差押えの表示 …… 4-80
4　差押えの効力 …… 4-81
5　差し押えた動産の保管等 …… 4-81
（1）動産の保管 …… 4-81
（2）動産の保管命令 …… 4-82
（3）動産の封印、公示書等の表示 …… 4-83
（4）動産の保管責任 …… 4-83
（5）動産の使用収益 …… 4-83
6　差し押えた[redacted]の保管等 …… 4-84
（1）[redacted]の寄託、保管 …… 4-84
（2）[redacted]の取立 …… 4-84
7　特殊な動産の差押え …… 4-85
（1）備付物の差押え …… 4-85
（2）[redacted]の差押え …… 4-86

第3　不動産の差押え

1　差押えの対象となる不動産等 …… 4-87
（1）不動産 …… 4-87
（2）不動産を目的とする物権 …… 4-89
（3）不動産とみなされる財産 …… 4-89
（4）不動産に関する規定の準用のある財産 …… 4-91
（5）不動産として取り扱う財産 …… 4-93
（6）不動産の共有持分 …… 4-93
2　差押えの手続 …… 4-94
（1）差押書の作成 …… 4-94
（2）差押調書の作成 …… 4-94
（3）差押え登記の嘱託 …… 4-94
3　差押えの効力 …… 4-96
（1）効力の発生 …… 4-96
（2）差押え後の管理 …… 4-97
4　不動産の使用収益 …… 4-97
5　強制競売の開始決定があった不動産に対する差押え …… 4-98
（1）差押書及び交付要求書の交付 …… 4-98
（2）差押調書の作成と謄本の交付 …… 4-98
（3）行政機関等への参加差押え …… 4-98
（4）公売等 …… 4-98
6　競売（担保権の実行としての競売）の開始決定があった不動産の差押え …… 4-99
7　仮差押えがされている不動産の差押え …… 4-99

第4　[redacted]の差押え
1　差押えの対象となる[redacted] …… 4-100
（1）差押えの対象となる[redacted] …… 4-100
（2）差押えの対象となる[redacted] …… 4-100
2　差押えの手続 …… 4-101
（1）差押調書の作成 …… 4-101
（2）登記の嘱託 …… 4-101
3　差押えの効力 …… 4-101
（1）効力の発生 …… 4-101
（2）[redacted]又は[redacted]の許可 …… 4-102

第5　[redacted]の差押え
1　差押えの対象となる[redacted] …… 4-104
2　差押えの手続 …… 4-104
（1）差押調書の作成 …… 4-104

（２）登記の嘱託 …… 4-104
（３）[redacted]の占有 …… 4-105
（４）差押えまでの手順 …… 4-105
３　差押えの効力 …… 4-105
（１）効力の発生 …… 4-105
（２）[redacted]の所在地変更防止の処置 …… 4-106
（３）[redacted]の引渡命令と占有 …… 4-106
（４）第三者の権利の保護 …… 4-108
（５）搬出 …… 4-108
（６）差押[redacted]の保管 …… 4-109
（７）差押[redacted]許可 …… 4-109
（８）債権者代位による移転登録 …… 4-110

第６　[redacted]の差押え
１　差押えの対象となる[redacted] …… 4-111
２　差押えの手続 …… 4-111
（１）差押調書の作成 …… 4-111
（２）登記の嘱託 …… 4-112
３　差押えの効力 …… 4-112

第７　[redacted]の差押え
１　差押えの対象となる[redacted] …… 4-113
２　差押えの手続 …… 4-113
（１）差押調書の作成 …… 4-113
（２）二重差押え …… 4-113
３　差押えの効力 …… 4-114
（１）効力の発生 …… 4-114
（２）差押え後の管理 …… 4-114

第８　第三債務者等がない[redacted]の差押え
１　第三債務者等がない[redacted] …… 4-115
（１）[redacted] …… 4-115
（２）[redacted] …… 4-115
（３）[redacted] …… 4-115
（４）[redacted] …… 4-116
（５）[redacted] …… 4-116
（６）[redacted] …… 4-116
（７）[redacted] …… 4-117
（８）[redacted] …… 4-117
（９）[redacted] …… 4-117

2　差押えの手続 …… 4-118
（1）差押調書の作成 …… 4-118
（2）登記等の嘱託 …… 4-118
3　差押えの効力 …… 4-119
（1）効力の発生 …… 4-119
（2）[redacted]への差押えの効力 …… 4-119

第9　第三債務者等がある[redacted]等の差押え

1　第三債務者等がある[redacted]等 …… 4-120
（1）[redacted]の持分 …… 4-120
（2）[redacted]の持分 …… 4-120
（3）[redacted]の持分 …… 4-120
（4）[redacted]の持分 …… 4-120
（5）[redacted]の持分 …… 4-121
（6）[redacted]の持分 …… 4-121
（7）[redacted]の[redacted] …… 4-121
（8）[redacted]の権利 …… 4-121
（9）動産の共有持分 …… 4-122
(10) [redacted] …… 4-122
(11) [redacted] …… 4-122
(12) [redacted] …… 4-122
(13) [redacted]に係る権利 …… 4-122
(14) [redacted] …… 4-123
(15) [redacted]を利用する権利 …… 4-123
(16) [redacted] …… 4-123
(17) [redacted] …… 4-123
(18) [redacted] …… 4-123
(19) [redacted] …… 4-124
(20) [redacted] …… 4-124
2　差押えの手続 …… 4-124

（１）差押調書の作成 …… 4-124
（２）差押通知書の送達先 …… 4-124
（３）登記等の嘱託 …… 4-126
（４）[redacted]の取上げ …… 4-127
３　差押えの効力 …… 4-128
（１）効力の発生 …… 4-128
（２）専用実施権、専用使用権等 …… 4-128

第５節　差押換え

第１　一般の差押換え
１　差押換え …… 4-129
（１）請求ができる者 …… 4-129
（２）請求の要件 …… 4-129
（３）請求の期限 …… 4-130
（４）請求の手続 …… 4-130
（５）請求に対する処理 …… 4-130
２　換価の申立て …… 4-130
（１）申立ての要件及び内容 …… 4-131
（２）申立ての期限 …… 4-131
（３）申立ての手続 …… 4-131
（４）申立てに対する処理 …… 4-131

第２　相続人が行う差押えの請求 …… 4-132

第６節　差押えの解除及び取消し

第１　差押解除の意義
１　差押解除の要件 …… 4-133
（１）差押えを解除しなければならない場合（絶対解除） …… 4-133
（２）差押えを解除することができる場合（裁量解除） …… 4-134
２　差押解除の手続 …… 4-136
（１）差押解除の通知 …… 4-136
（２）差押解除後の処理 …… 4-137
（３）引渡しの場所 …… 4-138
（４）差押え登記の抹消の嘱託 …… 4-138
（５）財産別差押解除の手続表 …… 4-139

第２　参加差押えを受けている場合の差押解除 …… 4-140

第３　差押えの取消し
１　差押えの取消しをする場合 …… 4-140

2　差押取消の手続 …… 4-140
3　差押取消の効果 …… 4-140

第５章　交付要求及び参加差押え

第１節　交付要求

第１　交付要求の意義 …… 5-1

第２　交付要求をする場合

1　交付要求の要件 …… 5-1
（1）執行機関が行政機関等以外である場合 …… 5-1
（2）執行機関が行政機関等である場合 …… 5-2
（3）保険料等が差押えのできる要件を欠く場合 …… 5-2
（4）所有権の移転があった場合 …… 5-2
（5）財産の引受けが困難な場合 …… 5-2
（6）参加差押えをする実益がない場合 …… 5-3
2　交付要求の制限 …… 5-3
3　交付要求ができる期間の終期 …… 5-3
（1）売却決定の日の前日 …… 5-3
（2）執行裁判所の定める配当要求の終期 …… 5-3
（3）執行裁判所が定める期間の終期 …… 5-3
（4）船舶、航空機、自動車等に対する強制執行時 …… 5-3
（5）動産執行の開始時 …… 5-4
（6）第三債務者への供託時 …… 5-4
（7）その他の財産権に対する強制執行時 …… 5-4
（8）企業担保権の実行手続開始時時 …… 5-4
（9）破産手続開始の決定時 …… 5-4
4　交付要求を行う場合の調査 …… 5-5
（1）調査事項 …… 5-5
（2）調査方法 …… 5-6
（3）調査結果 …… 5-6
5　交付要求の相手 …… 5-8
（1）国税による滞納処分等であるとき …… 5-8
（2）地方税若しくは公課による滞納処分等であるとき …… 5-8
（3）民事執行法、自動車及び建設機械強制執行規則等による強制執行であるとき …… 5-8
（4）担保権の実行手続としての競売法等による競売であるとき　5-8
（5）破産手続であるとき …… 5-8

（６）企業担保権の実行手続であるとき …… 5-8
６　二重差押えがされている場合の相手 …… 5-8
７　交付要求の手続 …… 5-9
（１）交付要求書の送達 …… 5-9
（２）滞納者への通知 …… 5-9
（３）質権者等への通知 …… 5-9
（４）質権者等の有する債権金額の確認 …… 5-9
８　破産管財人又は破産裁判所に対する交付要求 …… 5-10
（１）債権の種別 …… 5-10
（２）包括的禁止命令 …… 5-11
（３）財団不足になった場合の財団債権の取扱い …… 5-11
（４）破産管財人による任意売却と担保権の消滅 …… 5-11
（５）免責手続中の個別執行禁止 …… 5-12
（６）交付要求の手続 …… 5-12
（７）交付要求書に記載する事項 …… 5-12
（８）交付要求書の作成要領 …… 5-13
（９）保険料等債権の地位の具体例 …… 5-14

第３　交付要求の効力

１　配当要求の効力 …… 5-17
２　交付要求先着手による優先の効力 …… 5-17
３　抵当権等の優先額制限の効力 …… 5-17

第４　特殊な場合の交付要求

１　担保権付財産が譲渡された場合 …… 5-18
（１）交付要求のできる場合 …… 5-18
（２）配当を受けることができる金額の範囲 …… 5-18
（３）交付要求の手続 …… 5-18
２　対象財産が譲渡担保財産である場合 …… 5-19
（１）交付要求のできる場合 …… 5-19
（２）交付要求の手続 …… 5-20

第５　債権現在額申立書を提出すべき旨の催告を受けた場合 …… 5-21

第６　交付要求の解除

１　交付要求解除の場合 …… 5-21
（１）保険料等の全額が消滅した場合 …… 5-21
（２）徴収上支障がない場合 …… 5-21
（３）参加差押えに切換えた場合 …… 5-21

2　交付要求解除の手続 …… 5-22
（1）交付要求先執行機関への通知 …… 5-22
（2）滞納者への通知 …… 5-22
（3）質権者等への通知 …… 5-22

第7　交付要求の解除の請求を受けた場合
1　解除の請求ができる者 …… 5-22
2　解除の請求ができる場合 …… 5-22
3　解除の請求の手続 …… 5-23
4　解除の請求に対する処理 …… 5-23
（1）請求を相当と認める場合 …… 5-23
（2）請求を相当と認めない場合 …… 5-23

第8　交付要求を受けた場合
1　交付要求書の受理 …… 5-24
（1）交付要求の対象となっている差押財産の確認 …… 5-24
（2）交付要求書の到達順位の記録 …… 5-24
2　譲渡担保権者に対する差押えとして続行することとした場合の処理 …… 5-24
（1）交付要求している行政機関等に対する通知 …… 5-24
（2）交付要求続行通知書の送付を受けた場合 …… 5-25
3　交付要求がされている財産の差押えを解除する場合の処理 …… 5-25
4　交付請求解除通知書を受理した場合の処理 …… 5-25

第2節　参加差押え

第1　参加差押えの意義 …… 5-26

第2　参加差押えをする場合
1　参加差押えの要件 …… 5-26
2　参加差押えに切り替える場合 …… 5-26
3　参加差押えの制限 …… 5-27
4　参加差押えを行う時期 …… 5-27
5　参加差押えを行う場合の調査 …… 5-27
（1）調査事項 …… 5-27
（2）調査方法 …… 5-28
（3）調査結果 …… 5-28
6　参加差押えの相手 …… 5-28
（1）国税による滞納処分であるとき …… 5-28
（2）地方税若しくは公課による滞納処分等であるとき …… 5-29
（3）滞納処分と強制執行又は競売法による競売との二重差押え

が行われているとき …… 5-29
7　参加差押えの手続 …… 5-29
（1）参加差押書の送達 …… 5-29
（2）滞納者への通知 …… 5-30
（3）第三債務者への通知 …… 5-30
（4）登記の嘱託 …… 5-30
（5）質権者等への通知 …… 5-31
（6）質権者等の有する債権金額の確認 …… 5-31
（7）参加差押えに伴う書類の整理 …… 5-31
（8）参加差押財産の種類別一覧 …… 5-32

第3　参加差押えの効力
1　参加差押えの効力 …… 5-32
（1）交付要求の効力 …… 5-32
（2）差押えに移行する効力 …… 5-32
（3）その他の効力 …… 5-32
2　差押えの効力が生ずる参加差押え …… 5-33
3　差押えの効力が生ずる時期 …… 5-34

第4　特殊な場合の参加差押え
1　対象財産が譲渡担保財産である場合 …… 5-34
（1）参加差押えのできる要件 …… 5-34
（2）参加差押えの手続 …… 5-35
2　譲渡担保権者に対する差押えとして続行することとなった場合の参加差押えの続行 …… 5-36
（1）参加差押えを続行できる要件 …… 5-36
（2）参加差押え続行の手続 …… 5-36
（3）参加差押え解除の手続 …… 5-36

第5　参加差押え解除の請求及び請求を受けた場合
1　参加差押え解除の請求ができる者 …… 5-37
2　参加差押え解除請求のできる要件 …… 5-37
3　参加差押え解除請求の手続 …… 5-38
4　参加差押えの解除請求に対する処理 …… 5-38
（1）請求を相当と認める場合 …… 5-38
（2）請求を相当と認めない場合 …… 5-38

第6　換価の催告等
1　参加差押えをした財産の換価の催告 …… 5-38
2　債権現在額申立書を提出すべき旨の催告を受けた場合 …… 5-38

第７　参加差押えの基因となっている差押えが解除された場合
１　参加差押えが差押えに移行する場合 …… 5-39
（１）関係書類の引受 …… 5-39
（２）参加差押財産の引受 …… 5-39
（３）参加差押えが差押えに移行した場合の調査及び処理 …… 5-41
２　参加差押えが差押えに移行しない場合 …… 5-43
第８　参加差押えの解除
１　参加差押えを解除する場合 …… 5-43
２　参加差押えの解除手続 …… 5-43
（１）参加差押え先執行機関への通知 …… 5-43
（２）滞納者への通知 …… 5-44
（３）抹消登記 …… 5-44
（４）質権者等への通知 …… 5-44
第９　参加差押えを受けた場合
１　参加差押書の受理 …… 5-45
（１）参加差押えの対象となっている差押財産の確認 …… 5-45
（２）参加差押書の到達順位の記録 …… 5-45
（３）売却決定日以後の参加差押え …… 5-45
（４）その他参加差押書の受理にあたっての留意事項 …… 5-46
２　譲渡担保権者に対する差押えとして続行することとした場合 5-46
（１）参加差押えをしている行政機関等に対する通知 …… 5-46
（２）参加差押続行通知書の送付を受けた場合 …… 5-46
３　参加差押えの対象財産について換価の催告を受けた場合 …… 5-47
４　参加差押えがされている財産の差押えを解除する場合 …… 5-47
（１）差押え解除により差押えに移行することとなる参加差押えの確認 …… 5-47
（２）差押えを解除する動産等の引渡し …… 5-48
（３）参加差押え関係書類の引渡し …… 5-48
５　参加差押解除通知書を受理した場合 …… 5-49
６　交付要求と参加差押えの対比一覧 …… 5-50

第６章　財産の換価
第１節　換価処分
第１　換価の意義 …… 6-1

第２　換価

１　一括換価 …… 6-1
（１）一括換価をする場合 …… 6-1
（２）一括換価をすることができる場合 …… 6-2
２　換価ができない期間 …… 6-2
３　換価に関する留意事項 …… 6-3
（１）完成品となるまでの換価 …… 6-3
（２）自動車等の換価前の占有 …… 6-4
（３）差押財産の修理 …… 6-5
（４）買受人の制限 …… 6-5
４　換価の効果 …… 6-5
（１）承継取得 …… 6-5
（２）担保権等の消滅 …… 6-5
（３）用益物権等の消滅 …… 6-6
（４）貸借権等の消滅 …… 6-6
（６）仮差押え等の消滅 …… 6-6
（６）差押え後の権利の消滅 …… 6-6

第３　換価手続

１　公売 …… 6-7
（１）公売公告の手続 …… 6-7
（２）公売公告の時期 …… 6-7
（３）公売公告の方法及び場所 …… 6-8
（４）公売の通知 …… 6-8
（５）見積価額の決定及び公告 …… 6-9
（６）見積価額の決定方法 …… 6-9
（７）見積価額の公告方法 …… 6-10
（８）見積価額の公告時期 …… 6-10
２　公売保証金 …… 6-10
（１）公売保証金の納付 …… 6-10
（２）公売保証金の受領 …… 6-11
（３）公売保証金の処理 …… 6-11
３　入札及び開札 …… 6-11
（１）入札書の提出 …… 6-11
（２）入札書の開札 …… 6-12
（３）再度入札等 …… 6-12
４　競り売り …… 6-12
５　最高価申込者の決定 …… 6-13

（1）最高価申込者等の決定通知と告知等 …… 6-13
（2）買受申込者制度と手続 …… 6-14
6　随意契約による売却 …… 6-14

第4　売却決定手続
1　動産等の売却 …… 6-15
（1）売却決定の日 …… 6-15
（2）売却決定の通知 …… 6-16
（3）売却決定の効果 …… 6-16
2　不動産の売却 …… 6-16
（1）売却決定の日 …… 6-16
（2）売却決定の通知 …… 6-16
（3）売却決定に伴う処理 …… 6-16
3　入札等又は買受けの取消しに伴う措置 …… 6-17
（1）取消し効力の発生と手続 …… 6-17
（2）公売保証金の返還 …… 6-17
4　公売代金の納付 …… 6-17
（1）納付の期限 …… 6-17
（2）納付の手続 …… 6-18
（3）売却決定の取消及び通知 …… 6-18
5　売却決定後の権利移転手続 …… 6-19
（1）売却動産の引渡し …… 6-19
（2）権利移転の登記 …… 6-20
（3）債券等の権利移転 …… 6-21

第5　売却決定の取消し
1　売却決定取消の手続 …… 6-21
（1）交付した金額の返還の請求 …… 6-21
（2）権利移転の登記抹消の嘱託 …… 6-22
2　差押えの登記の回復 …… 6-22

第2節　換価代金等の配当

第1　配当の意義 …… 6-23

第2　配当の手続
1　配当の対象となる金銭 …… 6-23
2　配当 …… 6-23
（1）配当の原則 …… 6-23
（2）保険料等への充当と手続 …… 6-24
（3）配当残余金の処理 …… 6-26

3　配当の順位 …… 6-28
（1）優先順位の確定している債権 …… 6-28
（2）公租公課と私債権への配当 …… 6-28
4　債権現在額の確認手続 …… 6-29
（1）債権現在額の申立て …… 6-29
（2）債権現在額申立書の記載事項及び提出期日 …… 6-29
（3）債権現在額の確認 …… 6-29
5　配当計算書の作成 …… 6-30
（1）配当計算書 …… 6-30
（2）配当計算書の記載事項 …… 6-30
（3）配当計算書の謄本の交付 …… 6-31
（4）配当計算書の謄本の発送 …… 6-31

第3　換価代金の交付と供託
1　換価代金の交付期日 …… 6-31
2　供託 …… 6-32
（1）供託の要件 …… 6-32
（2）供託の手続 …… 6-32
（3）弁済期が到来していない場合の供託 …… 6-32
3　配当計算書に関する異議の申立て …… 6-33
（1）国税、地方税又は公課の配当金額に対する異議 …… 6-33
（2）私債権相互間等の異議 …… 6-33
（3）配当計算書に記載された私債権への配当金額に対する異議　6-33

第7章　滞納処分に関する猶予及び停止等

第1　換価の猶予
1　換価の猶予の要件等 …… 7-1
（1）職権による換価の猶予の要件 …… 7-1
（2）申請による換価の猶予の要件 …… 7-2
2　換価の猶予に係る分割納付、通知等 …… 7-3
3　換価の猶予の手続 …… 7-3
（1）申請書の提出期限 …… 7-4
（2）申請書の記載事項及び添付書類 …… 7-4
（3）猶予要件の審査 …… 7-5
（4）職権による換価の猶予をする場合 …… 7-5
（5）猶予の決定又は不承認の決議及び申請者への通知 …… 7-5
（6）担保の種類 …… 7-6

4　換価の猶予の効果 …… 7-6
（1）換価の制限 …… 7-6
（2）差押えの解除制限 …… 7-7
（3）時効の停止 …… 7-7
（4）延滞金の免除 …… 7-7
5　換価の猶予の取消し …… 7-7
（1）猶予の取消しの要件 …… 7-7
（2）取消しの通知 …… 7-8

第2　滞納処分の執行停止

1　滞納処分の執行停止の要件 …… 7-9
（1）停止の要件 …… 7-9
（2）第二次納付義務者等がある場合 …… 7-10
2　滞納処分の停止要件の充足性を判断する場合の留意事項…… 7-10
（1）一般的留意事項 …… 7-10
（2）1号要件（滞納処分の執行等をすることができる財産がないとき）の充足性を判断する場合の留意事項…… 7-11
（3）2号要件（滞納処分の執行等をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき）の充足性を判断する場合の留意事項 …… 7-13
（4）3号要件（その所在及び滞納処分の執行等をすることができる財産がともに不明であるとき）の充足性を判断する場合の留意事項 …… 7-14
3　停止相当事案 …… 7-14
（1）停止相当事案の要件 …… 7-14
（2）停止相当事案についての調査 …… 7-14
4　執行停止の手続 …… 7-15
5　執行停止の効果 …… 7-15
（1）滞納処分の禁止 …… 7-15
（2）差押えの解除 …… 7-15
（3）時効 …… 7-15
（4）延滞金の免除 …… 7-16
6　一部停止 …… 7-16
7　滞納処分の停止の取消し …… 7-17
（1）停止の取消しの要件 …… 7-17
（2）取消しの通知 …… 7-17

第８章　他の債権との調整

第１節　労働保険料等と国税等との調整

第１　労働保険料等の一般優先性

１　国税、地方税との関係 …… 8-1
２　一般私債権との関係 …… 8-1
３　強制換価手続と費用との関係 …… 8-1
４　滞納処分費との関係 …… 8-1
５　他の公課との関係 …… 8-1

第２　労働保険料等と他の公課との関係

１　差押先着手による優先 …… 8-2
２　交付要求先着手による優先 …… 8-2
３　担保を徴した場合の優先 …… 8-2

第３　労働保険料等と国税、地方税との優先劣後 …… 8-2

第２節　労働保険料と被担保債権等との調整

第１　労働保険料等の法定納期限等以前に設定された質権の優先

１　質権の証明手続 …… 8-4
（１）登記等ができる質権以外の質権設定の証明 …… 8-4
（２）有価証券を目的とする質権設定の証明 …… 8-5
２　質権の証明期限 …… 8-5
（１）債権を目的とする質権 …… 8-5
（２）有価証券を目的とする質権 …… 8-5
（３）その他の質権 …… 8-5
３　質権設定日の確認 …… 8-5
（１）登記をすることができる質権 …… 8-5
（２）仮登記のある場合 …… 8-5
（３）登記をすることができる質権以外の質権 …… 8-5
（４）有価証券を目的とする質権 …… 8-6
４　質権によって担保される債権額 …… 8-6
５　証明しない優先質権の特例 …… 8-6

第２　労働保険料等の法定納期限等以前に設定された抵当権の優先

１　抵当権設定日の確認 …… 8-7
２　抵当権によって担保される債権額の範囲 …… 8-7

第３　譲受け前に設定された質権等の優先

１　質権の証明手続 …… 8-8
２　質権設定時期の確認 …… 8-8

第４　根質権又は根抵当権により担保される債権額の限度

１　根質権又は根抵当権の優先額の限度 …… 8-8
２　根抵当権の確定と優先額限度 …… 8-9

第５　労働保険料等に優先する先取特権及び留置権

１　労働保険料等に常に優先する先取特権 …… 8-9
（１）優先する先取特権 …… 8-9
（２）先取特権の証明手続 …… 8-11
（３）先取特権相互間の優先順位 …… 8-11
（４）先取特権の消滅 …… 8-12
２　労働保険料等の法定納期限を基準に優劣を定める先取特権 …… 8-13
（１）法定納期限と先取特権の優劣 …… 8-13
（２）先取特権の証明手続 …… 8-13
（３）先取特権の成立日の確認 …… 8-14
（４）先取特権相互間の優先順位 …… 8-14
３　労働保険料等に常に優先する留置権 …… 8-15
（１）留置権の優先 …… 8-15
（２）留置権の所在証明手続 …… 8-15

第６　担保権付財産の譲渡

１　担保権付財産が譲渡された場合の労働保険料等の徴収 …… 8-15
（１）徴収の要件 …… 8-15
（２）徴収できる金額 …… 8-16
２　質権等の代位実行 …… 8-16
（１）原則的な実行の要件 …… 8-16
（２）代位実行の要件の特例 …… 8-17
（３）代位実行の手続 …… 8-18
（４）代位実行による優先 …… 8-18
３　質権者等への通知 …… 8-18
４　執行機関に対する交付要求 …… 8-19

第７　仮登記又は譲渡担保に係る債権との調整

１　担保の目的でされた仮登記がある場合の労働保険料等の徴収 8-19
（１）滞納処分の続行の要件 …… 8-19
（２）仮登記権利者に対する通知 …… 8-20
（３）公売した場合の配当 …… 8-20

2　譲渡担保を設定している場合の労働保険料等の徴収 ····· 8-20
（1）徴収の要件 ····· 8-20
（2）譲渡担保権者に対する告知 ····· 8-21
（3）譲渡担保財産に対する滞納処分 ····· 8-21
（4）譲渡担保財産を滞納者の財産として行った差押え ····· 8-22
（5）譲渡担保財産としての存続 ····· 8-23
（6）譲渡担保財産から徴収できる滞納者の労働保険料等と質権等の被担保権との関係 ····· 8-23
3　譲渡担保財産を換価する場合の特例 ····· 8-25

第8　労働保険料等並びに国税及び地方税と私債権が競合した場合の調整

1　優先順位の確定している債権の先取 ····· 8-26
2　公租公課の私債権への配当 ····· 8-26
3　公租公課への配当 ····· 8-26
4　担保権付私債権への配当 ····· 8-26

第２章　督促と滞納整理

第１　督促と効果

保険料等その他の徴収法の規定による徴収金を所定の納期限までに完納しないときは、政府は別に期限を指定して、その納付を督促しなければならないこととなっている（徴収法27①②）。

督促とは、事業主が所定の納期限を過ぎても、なお保険料等を納付しない場合に、その履行を書面で催告する行為をいう。

督促の法的効果は、「滞納処分をする旨を予告する効力を有し、滞納処分の前提要件となること」、「延滞金徴収の前提要件となること」、「時効中断の効力を有すること」などの法的効果がある（徴収法27③、28①、41②）

（注）１　滞納者に対する督促は、書面である督促状によってしなければならず、口頭による督促は無効とされる（行裁大7・6・3）。なお口頭その他の方法によって行われるものは、単なる催告行為であり督促によって生ずる法律効果は生じない。

２　督促状の発送は１回限りでよい。

１　督促の要件

督促は、事業主が次に掲げる保険料等その他徴収法の規定による徴収金を、次に掲げる納期限までに納付しない場合に行う。

なお、延滞金は、督促を受けその指定期限までに完納しないときは、納期限から差押えの日又は完納の日の前日までの日数について一定の割合で計算した額をその計算の基礎となる労働保険料又は一般拠出金に併せて納付することとされている。

（１）労働保険料

ア　概算保険料

（ア）申告額（徴収法15①②）

6月1日から40日以内（保険年度の中途に保険関係が成立したものについては、当該保険関係が成立した日から50日以内）、有期事業については、保険関係が成立した日から20日以内

（イ）政府が決定した額（不足額）（徴収法15③）

事業主が通知を受けた日から15日以内（徴収法15④）

（ウ）保険料率の引上げに伴う追加徴収（徴収法17①）

通知を発する日から起算して30日を経過した日（徴収則26）

イ　確定保険料

（ア）申告額（徴収法19③）

6月1日から40日以内（保険年度の中途に保険関係が消滅したものについては、当該保険関係が成立した日から50日以内）、有期事業については、保険関係が成立した日から50日以内

（イ）政府が決定した額(未申告又は不足額)（徴収法19④）

事業主が通知を受けた日から15日以内（徴収法19⑤）

（ウ）確定保険料の特例による差額（徴収法20③）

通知を発する日から起算して30日を経過した日（徴収則26、35④）

ウ　印紙保険料

政府が決定した額（徴収法25①）

調査決定した日から20日以内で歳入徴収官が定める日（歳入程9、18①）

エ　特例納付保険料

政府が決定した額（徴収法26④）

通知を発する日から起算して30日を経過した日（徴収則59）

（２）一般拠出金

政府が決定した額（救済法38①、徴収法19④準用）

事業主が通知を受けた日から15日（救済法38①、徴収法19⑤準用）

（３）追徴金

ア　確定保険料に係る追徴金（徴収法21①）

通知を発する日から起算して30日を経過した日（徴収則26）

イ　印紙保険料に係る追徴金（徴収法25②）

通知を発する日から起算して30日を経過した日（徴収則26）

ウ　一般拠出金に係る追徴金（救済法38①、徴収法21①準用）

通知を発する日から起算して30日を経過した日（徴収則26 準用）

（注）　納期限は、徴収金の納付についての基本的な履行期限であり、納期限内に納付されない徴収金は、滞納として督促や滞納処分の対象となる。

なお、法律の規定により徴収金を納付すべき本来の期限を法定期限という。

2　督促状の発行

督促状は、上記の徴収金について、納期限を経過しても納付がない場合に「労働保険適用徴収システム」（以下、「適用徴収システム」という。）から督促状発行リストを出力し、これに基づき督促状発行決議書（収入様式第14号）により歳入徴収官の決裁を受け、その後、督促状を滞納事業場に送付する。

（1）督促状の指定期限

督促状による指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して10日以上経過した日でなければならない（徴収法27②）とされており、さらに実務上、督促状で指定する期限が休日の場合は、休日以外の日とするよう指示（昭和62.3.26 労徴発19号通達）している。

（注）1　督促状により指定すべき期限は、保険料等についての法定納期限又は納入告知書による指定納期限を変更するものではなく、この期限内に徴収金を納付した場合は、滞納処分を猶予するという期限を新たに指定したにすぎない。

2　督促状を送付したが、返送されてきた場合は、返戻された原因を十分調査する。住所移転により返戻されたときは、新住所に送達する。なお、移転先不明等の場合は、公示送達の手続きを行う（手引ⅠP39）。滞納事業場の受領拒否による返送の場合には、いったんした送達により督促の効力は生じているので、再び送達する必要はない。

3　第二次納付義務者（国税徴収法32～41、手引ⅠP143～151）又は保証人に対して履行の請求をする場合は「納付催告書」で督促を行う。

納付催告書は、督促状と同一の法律的性質を有しており（国税徴収法47③）、納付催告書で指定した日までに保険料が完納されないときは、第二次納付義務者又は保証人の財産について滞納処分を執行することができる。

（2）督促に対する不服申立て・訴訟期間

ア　不服申立て

督促に不服のある者は、督促のあったことを知った日の翌日から起算して、3か月以内に厚生労働大臣に対する審査請求をすることができる。ただし、督促があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができない（行政不服審査法18①、徴収法37）。

イ　訴訟

この督促に対する取消訴訟は、国（訴訟において国を代表する者は法務大臣）を被告として、この督促があったことを知った日の翌日から起算して6か

月以内に提起することができる 。ただし、督促があった日から１年を経過した場合は、提起することができない（行政事件訴訟法 14）。

ウ　不服申立てと訴訟との関係

審査請求をした場合、取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又はその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起することができる。ただし、裁決があった日から１年を経過した場合は、提起することができない（行政事件訴訟法 8、徴収法 38）。

第２　滞納整理の進行管理

１　滞納整理の目的

滞納整理の目的は、労働保険料の収納を確保し、保険制度の安定的な運営を図るものである。そのことが結果として事業主の信頼確保につながり、労働者の生活を支える重要なセーフティネットとなるものである。

このため、期限内に納付しない滞納事業場、[redacted]厳正な滞納処分を行い、期限内に完納した事業主との負担の公平を確保し、事業の健全な運営に資するものとする。

２　滞納整理の進行管理

[redacted]

（１）滞納整理計画の策定と整理実績の把握

ア [redacted]

イ [redacted]

ウ [redacted]

（注）[redacted]

（１）[redacted]

（２）[redacted]

（２）滞納実態の把握

適切な滞納整理方針をはじめとして具体的な滞納整理計画を立てるためには、滞納の実態を把握することが大切である。

ア [redacted]

（注） [redacted]

イ [redacted]

ウ [redacted]

エ [redacted]

オ [redacted]

カ [redacted]

（ア） [redacted]

（イ） [redacted]

キ [redacted]

（ア） [redacted]

（イ） [redacted]

（ウ） [redacted]

（エ） [redacted]

ク [redacted]

（ア）[redacted]

（イ）[redacted]

ケ [redacted]

（ア）[redacted]

（イ）[redacted]

（ウ）[redacted]

（３）整理対象の選定と整理計画の策定

ア [redacted]

イ [redacted]

（４）整理方針に基づく滞納整理

[redacted]

第３　納付督励

１　納付督励の実施

（１）納付督励

[redacted]

（２）納付計画の作成等

[redacted]

２　納付督励の流れ

電話・文書による督励及び臨戸訪問（実地督励）は以下の流れで行う。

（１）電話・文書による督励

ア [redacted]

イ [redacted]

ウ [redacted]

エ [redacted]

オ [redacted]

カ [redacted]

（2）臨戸訪問（実地督励）

ア [redacted]

イ [redacted]

ウ [redacted]

（3）事業主等が留守の場合の対応

臨戸訪問したとき、事業主又は担当者が留守の場合は、次のように対処する。

ア [redacted]

イ [redacted]

ウ [redacted]

[redacted]

3　納付督励の基本的な対応方法

（1）滞納事業場との接触の注意点
滞納事業場との接触にあたっては次の点に配意する。

ア [redacted]

イ [redacted]

ウ [redacted]

エ [redacted]

（2）納付の意思はあるが即納できない滞納事業場に対する対応

ア [redacted]

イ [redacted]

ウ [redacted]
（ア）[redacted]
（イ）[redacted]

（3）納付する誠意のない滞納事業場に対する対応

[redacted]

（4）納付資力に乏しい滞納事業場に対する対応

ア [redacted]

イ [redacted]

ウ [redacted]

（5）滞納整理事績の記録と処分方針の検討

[redacted]

第４　納付資力調査

１　納付資力調査の目的

[redacted]

２　納付資力調査の流れ

滞納事業場が個人事業者で所得税の確定申告（青色、白色）をしている場合には、毎年決算書を作成し、税務署に提出しているため、滞納事業場に決算書の提出を求める。

（１）決算書の書類

決算書の以下の書類から納付資力を確認する。

ア　貸借対照表

決算日時点での財産状態（資産又は負債の合計額はいくらか、純資産の額はいくらかなどの懐具合）を把握できる。

イ　損益計算書

１年間で企業がどのような活動を行い、その結果、どの程度儲けたかを把握できる。

ウ　総勘定元帳

すべての仕訳（取引）を勘定科目ごとに記帳しているため、資金の全体的な動きを把握できる。

エ　資金繰り表

日、月、年次等の一定の期間内で資金の動きを把握し、将来の収支の過不足を把握するために作成される帳簿のことで、税務書類ではないため作成は任意であるが、作成している場合は納付資力の判断に有益である。

（２）貸借対照表で把握される内容

貸借対照表は、資産の部（左側）は、上から下にかけて換価が容易な順に配列されており、負債の部（右側）は、上から下にかけて現金支払を要する順に配列されており、純資産は返済する必要のない資産額が記載されている。

貸借対照表は、「資産－負債＝純資産（マイナスの場合は、純損失）」の形で構成されているので、純資産が多いほど納付資力は大きく、逆に純資産が少ないほど納付資力は乏しいこととなる。したがって、純資産が赤字の場合は、納付資力が低いと推定できる。

貸借対照表

換価が容易な順 ↓

資産の部	負債の部
【流動資産】 現金・預金、売掛金、有価証券、商品等	【流動負債】 買掛金、短期借入金、未払法人税等
	【固定負債】 長期借入金、社債等
【固定資産】 有形固定資産（建物、機械装置、土地等）、無形固定資産（電話加入権、特許権等）	**純資産の部** 資本金、資本剰余金、利益剰余金等

↓ 現金支払を要する順

} 返済不要

（３）損益計算書で把握される内容

ア　損益計算書は「収益－費用＝利益」の形で構成されているため、利益が多ければ納付資力が大きく、少なければ納付資力は低い。

イ　損益計算書は、次のように、利益が段階的に分かれているので、これらの利益がいくらあるかを把握すると参考になる。

（ア）売上高 － 売上原価 ＝ 売上総利益

「売上高」は、商品等の販売やサービスの提供のように、企業の主たる営業活動から発生する収入である。

「売上原価」は、その売上高に対応する原価である。

その差額の「売上総利益」は、いわゆる粗利益といわれ、企業の基本的な収益力を示している。

（イ）売上総利益 － 販売費及び一般管理費 ＝ 営業利益

「販売費及び一般管理費」は、会社の販売活動や管理等に係る費用（従業員給与・旅費交通費・消耗品費等）をいう。

その差額の「営業利益」は、企業の本来の営業活動から生じた利益を示している。

（ウ）営業利益 ＋ 営業外収益 － 営業外費用 ＝ 経常利益

「営業外収益」は、本来の営業活動以外から発生した収益（受取利息・受取配当金・雑収入等）をいう。

「営業外費用」は、本来の営業活動以外に要した費用（支払利息・雑支出等）をいう。

その結果としての「経常利益」は、企業の経常的な活動から生じた利益を示している。

（エ）経常利益 ＋ 特別利益 － 特別損失 ＝ 税引前当期純利益

「特別利益」は、本来の営業活動以外で臨時的に発生した収益（投資有価証券売却益等）をいう。

「特別損失」は、本来の営業活動以外で臨時的に発生した費用（固定資産売却損等）をいう。

その結果としての「税引前当期純利益」は、企業の最終的な税金を控除する前の利益を示している。

（オ）税引前当期純利益 － 法人税等 ＝ 当期純利益

「法人税等」は、利益に課税される法人税、住民税及び事業税をいう。

その差額の「当期純利益」は、企業の最終的な利益を示している。

損益計算書

経常損益の部	営業損益の部	売上高	←販売した製品・サービスの金額
		売上原価	
		売上総利益（ア）	←売上高から売上原価を引いた利益（粗利益）
		販売費及び一般管理費	
		営業利益（イ）	←営業活動の収益。本業での実力
	営業外損益の部	営業外収益	本業以外での損益
		営業外費用	
		経常利益（ウ）	←本業以外の損益も含めた毎期継続的に利益を獲得する資力
特別損益の部		特別利益	臨時的な損益
		特別損失	
税引前当期純利益（エ）			←税金支払前の利益
法人税等			
当期純利益（オ）			←今期自由に使える利益

（4）資金繰り等に基づく納付資力の把握

[redacted]

（注）　滞納事業場が個人事業者で所得税の青色申告をしている場合には、帳簿を備え付けてその取引を記録するとともに、その帳簿と取引等に関して作成又は受領した書類を、その事業年度の確定申告書の提出期限から７年間の保存が義務付けられている。

ここでいう帳簿には、例えば総勘定元帳、預金元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、買掛金元帳、固定資産台帳、売上帳、仕入帳等があり、また、書類には、例えば棚卸表、貸借対照表、損益計算書、注文書、契約書、領収書等がある。

[redacted]

第５　強制措置

１　強制措置の実施

[redacted]を中心として、納付督励によってもなお納付がなされない場合は、財産調査を確実に行い、差押えを行う。

差押えは、特に[redacted]を対象に積極的に実施し、差押えを行った件数について、前年度実績を下回ることのないよう取り組む。

２　強制措置の流れ

（１）財産調査の実施

[redacted]

（２）差押えの実施

ア [redacted]

イ [redacted]

ウ [redacted]

（ア）[redacted]

（イ）[redacted]

（ウ）[redacted]

[redacted]

第５章　交付要求及び参加差押え

第１節　交付要求

第１　交付要求の意義

交付要求とは、滞納者について、すでに滞納処分、強制執行等の強制換価手続が開始されている場合に、同一財産について、重複して差押えを行うことは、執行経済等からみて適当でないことから、先行の執行機関に執行を任せて、徴収職員等が自ら差押えを行うことなく、これらの執行手続に参加して保険料等の交付を求めることをいう（国税徴収法 82）。

第２　交付要求をする場合

１　交付要求の要件

交付要求をすることができるのは、納付義務者（第二次納付義務者及び保証人を含む）が納付すべき保険料等をその期限までに納付しない場合、その納付義務者の財産について強制換価手続が行われたとき（他の債権者からの差押通知書が交付又は送達されたときや、破産管財人（通常は裁判所から破産手続開始決定時に選任された弁護士）又は破産裁判所から破産手続開始の通知を受けたとき）で、次に掲げるときはその執行機関（破産手続開始の決定があった場合は、破産管財人又は破産裁判所）に対して交付要求を行う（国税徴収法 82、基本通達 82①）。

（１）執行機関が行政機関等以外である場合

ア　執行機関等が、滞納者の財産について強制換価手続を行っているとき。

イ　差押え又は参加差押えをしている場合において、その後の強制執行等による差押えがあり、執行裁判所（執行官）より強制執行続行の決定があったとき。

（注）１　「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律」の規定により、二重差押えをするときは、滞納処分により差押えをするとともに執行裁判官（執行官）に交付要求する。

２　「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律」の規定により、二重差押えがあるときは執行裁判所（執行官）に対し差押え及

び交付要求をするとともに、行政機関等に対し参加差押えをする。

（2）執行機関が行政機関等である場合

行政機関等が滞納者の財産について強制換価手続を行っているときで、その財産が動産、有価証券、不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、小型船舶及び電話加入権以外の財産であるとき。

（3）保険料等が差押えのできる要件を欠く場合

ア　徴収法第 27 条による督促がなされていないとき、若しくは督促状の指定期限が到来していないとき。国税徴収法第 32 条第 2 項による納付催告がなされないとき、若しくは納付催告の指定期限を経過していないとき。

イ　国税通則法第 46 条の規定により、納付を猶予した期間内であるとき。

ウ　国税徴収法第 151 条の規定により換価を猶予し、差押えをしないこととしたとき。

エ　国税徴収法第 153 条の規定により、滞納処分の執行を停止した場合であるとき。

オ　国税徴収法第 138 条の規定による滞納処分費の納入の告知がされていないとき。

（注）　交付要求は、徴収職員が自ら差押えを行うことなくこれらの執行手続に参加して保険料等の交付を求めて満足を図るものであるから、保険料等を滞納していれば督促状を発付していなくても、交付要求することができる（基本通達 82①）。

（4）所有権の移転があった場合

強制換価手続が開始された財産について、所有権が滞納者以外の者に移転したとき。

滞納者の財産について差押えをした後、滞納者が死亡したときは、その差押えを受けた財産を相続した相続人の固有の滞納保険料等について、交付要求をすることができる（基本通達 82①）。

（注）　財産を譲り受けた者の保険料等により交付要求をすることはできない。

（5）財産の引受けが困難な場合

強制換価手続の対象となっている財産が、山間へき地や遠隔にある動産等であ

るため、財産の引受けが著しく困難であると認められるとき。

（6）参加差押えをする実益がない場合

強制換価手続をした執行機関において、その対象となっている財産の換価が確実であると認められる場合、その他参加差押えをする実益がないと認められるとき。

2　交付要求の制限

交付要求をするときに、滞納者が他の換価の容易な財産で第三者の権利の目的となっていないものを有しており、かつ、その財産によって保険料等の全額を徴収できると認められるときは、交付要求をしないこととする（国税徴収法 83）。

なお交付要求をした後、財産を有することが判明したときは、その財産を差し押え、交付要求を解除する。

3　交付要求ができる期間の終期

交付要求はそれぞれに次に掲げる時期までに行う（基本通達 82②）。

（1）売却決定の日の前日

滞納処分の場合は、売却決定の日の前日（換価に付すべき財産が金銭による取立ての方法により換価するものであるときは、その取立てのとき、国税徴収法 130①）。

（2）執行裁判所の定める配当要求の終期

不動産（民事執行法第 43 条第 1 項に規定する不動産をいう）に対する強制執行又は不動産を目的とする担保権の実行としての競売の場合は、執行裁判所の定める配当要求の終期（配当要求の終期が延期された場合等は、延期等後の配当要求の終期）（民事執行法 49①②③、87①、188）。

（3）執行裁判所が定める期間の終期

不動産に対する強制管理及び担保不動産収益執行の場合は、執行裁判所が定める期間の終期（民事執行法 107①④）

（4）船舶、航空機、自動車等に対する強制執行時

船舶（民事執行法第 112 条に規定する船舶をいう）、航空機又は自動車、建設機械若しくは小型船舶に対する強制執行又はこれらの財産を目的とする担保権の実行としての競売の場合は（2）に準ずるとき（民事執行法 121、189、民事執行規則 84、97、98、98 の 2、174～177 の 2）

（５）動産執行の開始時

動産（民事執行法第 122 条第１項（動産執行の開始）に規定する動産をいう）に対する強制執行又は動産を目的とする担保権の実行としての競売の場合は、次に掲げるとき。

ア　売得金については、執行官がその交付を受けるとき又は保全法第 49 条第 3 項の規定により供託された売得金については、動産に対する強制執行又は担保権の実行として競売が続行されることとなったとき。

イ　手形等の支払金については、執行官がその支払を受けるとき。

（６）第三債務者への供託時

金銭の支払又は動産の引渡しを目的とする債権（動産執行の目的となる有価証券を発行されている債権を除く）に対する強制執行の場合は次に掲げるとき。ただし、金銭の支払いを目的とする債権につき管理命令が発せられている場合は、上記（３）に準ずる。

ア　第三債権者が民事執行法第 156 条第 1 項又は第 2 項（第三債権者の供託）の規定により供託をしたとき。

イ　取立て訴訟の訴状が第三債務者に送達されたとき。

ウ　売却命令により執行官が売得金の交付を受けたとき。

エ　動産引渡請求権の差押えの場合は、執行官がその動産の引渡しを受けたとき。

（７）その他の財産権に対する強制執行時

上記（２）から（６）までに掲げる財産権以外の財産権に対する強制執行又はこれらの財産権を目的とする担保権の実行としての競売の場合は、特別の定めがあるもののほか（６）に準ずる（民事執行法 167①、193②）。

（８）企業担保権の実行手続開始時

企業担保権の実行手続が開始された場合で、①一括競売により換価をするときは、競落期日の終了時、②任意売却により換価するときは裁判所が定めて公告した日（企業担保法 51②）。

（９）破産手続開始の決定時

破産手続開始の決定があった場合における交付要求は、次に定めるところによる（基本通達 82③）。

ア　財団債権

財団債権に該当する保険料等については、速やかに、破産管財人に対して交付要求を行う（破産規則 50①）。

（注）　次に掲げる配当において、それぞれに掲げる時までに破産管財人に交付要求していない場合は、弁済を受けることができないことに留意する。

1　中間配当

破産管財人が配当率の通知を発した時（破産法 203、209③、211）

2　最後配当

破産管財人が配当額の通知を発した時（破産法 201⑦、203）

3　簡易配当

配当表に対する異議申立期間が経過した時（破産法 198①、200①、203、204④、205）

4　同意配当

裁判所書記官による同意配当の許可があった時（破産法 203、208①③）

5　追加配当

破産管財人が配当額の通知を発した時（破産法 203、215②⑤）

イ　破産債権

破産債権に該当する保険料等については、遅滞なく、破産裁判所に対して交付要求を行わなければならない（破産法 114）。

4　交付要求を行う場合の調査

（1）調査事項

交付要求をしようとするときは、次の事項について調査する。

ア　強制換価手続が開始されている滞納者の当該執行の目的となったすべての財産の名称、数量、性質、所在及びその事件の表示。

イ　強制換価手続に係る調書が二以上作成されている場合は、調書ごとの財産の区別。

ウ　強制換価手続に係る債権の現在金額及び換価の時期。

エ　国税徴収法第 55 条に掲げる権利者（以下、「質権者等」という。）の有無及び当該質権者等がある場合は、その権利の内容、質権者等の住所及び氏名。

オ　他の行政機関等からの交付要求の有無及び優先する交付要求がある場合は、その交付要求に係る国税、地方税等の額。

カ　交付要求の対象となる財産が登記等のできる財産であるときは、さらに、登記簿等により強制換価手続が開始されている財産の名称、数量、性質及び所在、並びに質権者等の有無及び当該質権者等がある場合は、その質権者等の内容、質権者等の住所及び氏名。

（2）調査方法

ア　相手方が行政機関等である場合
　相手方が行政機関等である場合は、相手方行政機関において徴収職員証票を呈示し、滞納処分に関する書類を閲覧する。

イ　相手方が執行官である場合
　相手方が執行官である場合は、執行官役場において記録閲覧申請（書）を提出して執行記録を閲覧する（民事執行法 17）。

ウ　相手方が裁判所又は破産管財人である場合
　相手方が裁判所又は破産管財人である場合は、裁判所において記録閲覧謄写申請書を提出して訴訟記録等を閲覧する（民事訴訟法 151）。

（3）調査結果
　調査の結果、交付要求の要件に該当する事実のあることが判明したときであっても交付要求の対象となる財産の見積価格と交付要求しようとする保険料等に優先する債権の金額又は優先する他の交付要求に係る国税・地方税の金額とを検討して交付要求をする実益がないことが明らかなときは、交付要求は行わないものとする。
（参考）1　謄本下附申請書
　　2　記録閲覧申請書
　　3　記録閲覧謄写申請書

記録閲覧申請

債務者の氏名	事件の種類	委任の年月日	備考

右記録の閲覧を申請します。

平成　年　月　日

申請人

事務官　㊞

謄本下附申請

債務者の氏名	事件の種類	下附を求める調書等の表示	備考

右謄本の下附を申請します。

平成　年　月　日

申請人

事務官　㊞

記録閲覧謄写申請（次回　月　日）

原告（債権者）

被告（債務者）

右当事者間の昭和　年（）第　号

右訴訟事件について記録謄写閲覧いたしたく右申請します。

平成　年　月　日

右住所

申請人

事務官　㊞

地方裁判所　民事　部　係

御中

5　交付要求の相手

交付要求をする相手方執行機関は、強制換価手続の種類によりそれぞれ次に掲げるものとする。

（1）国税による滞納処分等であるとき

国税による滞納処分であるとき又は国税のために徴した担保財産の処分が滞納処分の例による処分であるときは、その処分を行った徴収職員の所属する税務署長等。

（2）地方税若しくは公課による滞納処分等であるとき

地方税若しくは公課による滞納処分又は滞納処分の例による処分であるときは、その処分を行った地方団体の長、その他行政機関の長、徴収の嘱託又は徴収の引継ぎがあったことが明らかなときは、その嘱託は引継ぎを受けた行政機関の長。

（3）民事執行法、自動車及び建設機械強制執行規則等による強制執行であるとき

民事執行法、自動車及び建設機械強制執行規則又は航空機強制執行規則によりした強制執行である場合で、①その対象となった財産が動産であるときは、執行をした執行官また不動産等、②債権その他の財産権であるときはその執行をした裁判所、ただし不動産の強制管理があったときは、強制管理人。

（4）担保権の実行手続としての競売法等による競売であるとき

担保権の実行手続としての競売法、自動車及び建設機械競売規則、航空機競売規則又は農業用動産抵当権実行命令による競売手続である場合で、①その対象となった財産が動産であるときはその執行をした執行官、②不動産等及びその他の財産権であるときは、その執行をした裁判所。

（5）破産手続であるとき

「財団債権となる滞納額」については破産管財人（通常は裁判所から破産手続開始決定時に選任された弁護士）、「破産債権となる滞納額」については破産裁判所（その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所、基本通達 47㊵）。

（6）企業担保権の実行手続であるとき

企業担保権の実行手続であるときは、その執行をした裁判所。

6　二重差押えがされている場合の相手

滞納者の財産について、滞調法の規定により滞納処分と強制執行とが競合している場合は、滞納処分をしている行政機関等に対して交付要求（参加差押えの要件を満たしている場合は、参加差押え）をするとともに、強制執行の執行機関に

対しても交付要求をする。

なお、強制執行に先行して滞納処分による差押えをしている場合において、強制執行続行の決定があったときは、差押えに係る保険料等について強制執行の執行機関に対して交付要求する（滞調法 10③、基本通達 82⑩）。

（注）　交付要求に係る強制執行について、その続行決定があった場合は、交付要求をした保険料等を徴収するため、改めて交付要求する必要はない。

7　交付要求の手続

（1）交付要求書の送達

交付要求をするときは交付要求調書及び交付要求書（様式 30 号）を複写により作成し、交付要求書をその基因となった手続の執行機関（行政機関、裁判所、執行官又は破産管財人）に送達することによって行う（国税徴収法 82①、国税徴収法施行令 36①）。

（注）1　交付要求書は交付要求先の執行機関における差押調書又は事件名の異なるごとに別紙とする。

2　交付要求書は正本及び写しを作成することとし、正本を交付要求先の執行機関へ送付する。

（2）滞納者への通知

交付要求をしたときは、滞納者に対し交付要求通知書（様式 30 号）により通知しなければならない（国税徴収法 82②、基本通達 82⑥）。

（3）質権者等への通知

交付要求をしたときは、質権者等のうち徴収職員がその交付要求を行うに際して、その氏名及び住所又は居所を知ることができた者に対して、交付要求通知書（様式 30 号）により通知しなければならない（国税徴収法 82③、国税徴収法施行令 36③）。

（注）　交付要求に係る強制換価手続が企業担保権の実行手続又は破産手続であるときは、その手続においてこれに参加する債権者の状況を利害関係人に周知させることとなっているので、通知を要しない（企業担保法 16、破産法 230、企業担保権実行手続規則 23、国税徴収法施行令 36④、基本通達 82⑦）。

（4）質権者等の有する債権金額の確認

前記(3)より、質権者等が交付要求の通知を受けた時における質権者等の債権金額の確認は、公売を執行する機関においては行わず、交付要求を行う行政機関等において行うこととされている。

したがって、質権者等に交付要求通知書を送達したときは、質権者等の労働保

険料等に優先する債権の額を調査確認し、交付要求調書に記載しておかなければならない。

（注）　優先限度額の確認は、相手方執行機関に債権現在額申立書を提出するときまでに行うものとして差し支えない。

8　破産管財人又は破産裁判所に対する交付要求

滞納者が破産手続開始の決定を受けた場合（破産法 30）は、破産財団（破産法 34）に属する滞納者の財産に対する新たな滞納処分はすることができず（破産法 43①）、その破産手続において、①「財団債権となる滞納額」については破産管財人（通常は裁判所から破産手続開始決定時に選任された弁護士）に対し、②「破産債権となる滞納額」については破産裁判所（その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）に対して交付要求を行う（国税徴収法 82①、基本通達 47㊵）。

なお、破産手続開始後は滞納処分（差押え・参加差押え）を行うことができないため、破産管財人に対して交付要求する（破産法 43①、基本通達 47㊴）。

（1）債権の種別

破産財団から弁済を受けることとなる債権は、発生時期・納期限・徴収金の種別により財団債権・優先的破産債権・劣後的破産債権に区分されている（基本通達 47㊵）。

ア　財団債権

（ア）破産手続開始前の原因に基づく保険料等債権であって、破産手続開始当時、まだ納期限の到来していないもの及び納期限から１年（その期間中に包括的禁止命令が発せられたことにより滞納処分をすることができない期間（以下、「包括的禁止命令期間」という。）がある場合は、当該期間を除く。）を経過していない保険料等及び延滞金（破産法 148①三）。

（イ）破産手続開始後の原因に基づく保険料等であって、破産財団の管理、換価及び配当に関して生ずるもの（破産財団を構成する財産の所有・換価の事実に基づいて課せられ、あるいは当該財産から生じる収益そのものに対して課せられる滞納額等）に係る保険料等（破産法 148①二、昭和 62.4.21 最高判参照）。

イ　破産債権

（ア）優先的破産債権

破産手続開始前の原因に基づいて生じた保険料等債権であって、破産手続開始当時、納期限から１年（包括的禁止命令期間を除く）を経過している保険料等並びに破産手続開始までの延滞金（破産法 98①）。

（イ）劣後的破産債権

① 優先的破産債権とされる保険料等に係る破産手続開始後の延滞金（破産法 99①一、97 三）。

② 追徴金（破産法 99①一、97 五）

（2）包括的禁止命令

破産手続開始の申立てがされた場合において、強制執行等の個別的中止命令によっては破産手続の目的を十分に達成することができないと認めるべき特別の事情があるときは、破産裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者に対して、債務者の財産に対する強制執行等及び滞納処分（交付要求を除く）の禁止を命ずることができる（破産法 25①）。

なお、包括的禁止命令により滞納処分をすることができない期間は、上記アの（ア）の期間から除かれる（破産法 148①三）。

（注） 包括的禁止命令の効力は、債務者に対して裁判書が送達された時から生じる（破産法 26②）ため、保険料等債権者が包括的禁止命令が発せられたことを了知することができない間に差押え等の滞納処分を執行する場合が想定され得るところ、当該差押え等は無効な差押えとなるため、差押債権の取立て・充当処理を了している場合は、不当利得返還請求債務を負う場合があることに留意を要する。

（3）財団不足になった場合の財団債権の取扱い

破産財団が財団債権の総額を弁済するのに足りないことが明らかになった場合（いわゆる「財団不足」）における財団債権の取扱いは、弁済していない債権額に応じて按分弁済する（破産法 152①）

なお、破産管財人の報酬については、債務者の財産の管理、換価及び配当に関する費用の請求権については他の財団債権に先立って弁済を受ける（破産法 152②）。

（4）破産管財人による任意売却と担保権の消滅

破産手続開始の時において破産財団に属する財産に担保権（特別の先取特権、質権、抵当権又は商法の規定による留置権）が設定されている場合において、その財産を任意に売却して当該担保権を消滅させることが破産債権者一般の利益に適合するときは、破産管財人は、裁判所に対し、当該財産を任意売却し、当該財産上のすべての担保権を消滅させることの許可を申し立てることができる（破産法 186①）。

この申立てが許可された場合、その売却代金は、民法、商法その他の法律の定めるところにより配当される。

なお、滞納者の財産上に保険料等を担保するための抵当権を設定している場合

は、この担保権消滅の許可申立ての対象となり、当該抵当権者として権利保護されるが、抵当権の有無にかかわらず、任意売却であり強制換価手続ではないため、保険料等の優先徴収権（国税徴収法 8）は働かない。

（5）免責手続中の個別執行禁止

破産手続が開始した後に破産者が別途しなければならない免責の申立てについて、個人である債務者は破産手続開始の申立てと同時に免責許可の申立てをすることができる。この免責許可の申立てをすることができる期間は、「破産手続開始の申立があった日から破産手続開始の決定が確定した日以後１月を経過するまでの間」となる（破産法 248①）。

また、個人である債務者から破産手続開始の申立て（自己破産）があったときは、当該申立てと同時に免責許可の申立てがあったものとみなし（破産法 248④）、破産手続廃止の決定（破産法 216）、破産手続廃止の決定の確定（破産法 217）又は破産手続終結の決定（破産法 220）後、免責についての裁判が確定するまでの間は、破産者の財産に対する破産債権に基づく強制執行等及び滞納処分が禁止される（破産法 249①）。

なお、保険料等債権は免責されない。また、免責についての裁判が確定した日の翌日から２ヶ月を経過する日までの間は、保険料等債権の時効は完成しない（破産法 249③）。

破産裁判所が免責許可又は免責不許可の決定をした場合は、破産債権者（労働局長）あてに通知がされないため（破産法 252③④）、適宜の時期に破産裁判所書記官に対し電話等により照会することにより免責申立ての帰趨を確認し、滞納処分が制限される期間の終期を把握する必要がある。

（6）交付要求の手続

破産手続開始の決定がされた場合、財団債権に属する保険料等債権については、破産管財人に対して交付要求を行うことによって破産手続によらずに随時弁済を受ける（国税徴収法 82①、破産法 151）。

一方、破産債権に属する保険料等債権については、交付要求書により破産裁判所に対して債権の届出を行い、破産手続から配当を受ける（徴 82①、破産法 114）。

なお、破産管財人又は破産裁判所に対する交付要求の終期については、３（９）（P5-4）のとおりであるので、配当等を受領する機会を逸することのないよう遅滞なく交付要求を行う。

（7）交付要求書に記載する事項

破産裁判所に対する交付要求書に記載する事項は、以下に掲げる事項である（破産法 114、破産法規 36）。

ア　届出に係る請求権を有する者の名称及び住所並びに代理人の氏名及び住所

イ　破産手続開始当時届出に係る請求権に関する訴訟又は行政庁に係属する事件があるときは、その訴訟又は事件が係属する裁判所又は行政庁、当事者の氏名又は名称及び事件の表示

ウ　優先的破産債権であるときは、その旨

エ　劣後的破産債権であるとき又は約定劣後債権であるときは、その旨

オ　別除権により担保される保険料債権がある場合は、別除権の目的である財産及び別除権の行使によって弁済を受けることができないと見込まれる債権の額

（注）　破産裁判所に対して送付する交付要求書の作成に当たり、本保険料等が完納となっていないため、延滞金の額が未確定である場合は、延滞金欄等の記載については、次のことに留意する（基本通達82⑤）。

1　延滞金欄に、「要す」と記載するとともに、交付要求書作成日現在において本保険料等が完納となったと仮定して計算した延滞金の金額を記載（かっこ書き）する。

なお、破産事件における破産管財人又は破産裁判所あての交付要求書の延滞金欄は、1円単位まで記載することに留意する。

2　欄外又は備考欄に、「延滞金欄の「要す」の記載は、労働保険徴収法所定の全延滞金額の交付を求めているものである。また、（ ）内の金額は、便宜、交付要求書作成日までの延滞金を概算したものである。」旨を記載する。

（8）交付要求書の作成要領

ア　財団債権については破産管財人あて交付要求し、破産債権については破産裁判所あて交付要求する。

イ　交付要求書の滞納金額欄は、優先的破産債権及び劣後的破産債権の区分が明確になるように配意し、備考欄に補完記入を行う。

ウ　優先的破産債権の延滞金欄は、破産手続開始日までのものを算出し、1円単位で記載する。

エ　劣後的破産債権の延滞金欄は、交付要求決議日までのものを算出し、優先的破産債権に係る延滞金額を差し引いた金額を１円単位で表示する。

オ　優先的破産債権及び劣後的破産債権の交付要求書滞納金額備考欄に、延滞金計算の基礎となった保険料額を表示する。

（交付要求の具体例）

条件

１　破産手続開始年月日　　平成２７年５月３１日

２　交付要求決議書作成日　平成２７年６月１５日

３　滞納保険料

①	平成２４年度	労働保険料
	法定納期限	平成２５年７月１０日
	滞納保険料額	１００，０００円

②	平成２５年度	労働保険料
	法定納期限	平成２６年７月１０日
	滞納保険料額	５０，０００円

（９）保険料等債権の地位の具体例

ア　財団債権に分類される場合

（ア）期間計算

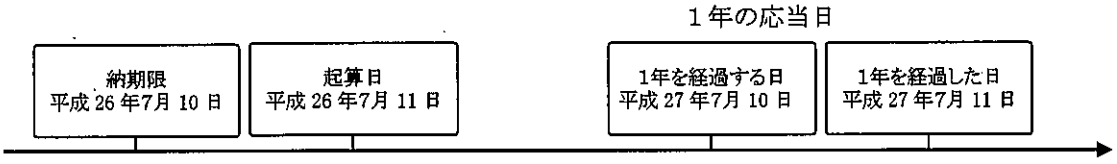

（イ）破産手続開始前の原因に基づく保険料等債権であること

①　破産手続開始当時、納期限が未到来であるもの

②　破産手続開始当時、納期限から１年を経過していないもの

例１　破産手続開始日が平成27年４月１日である場合

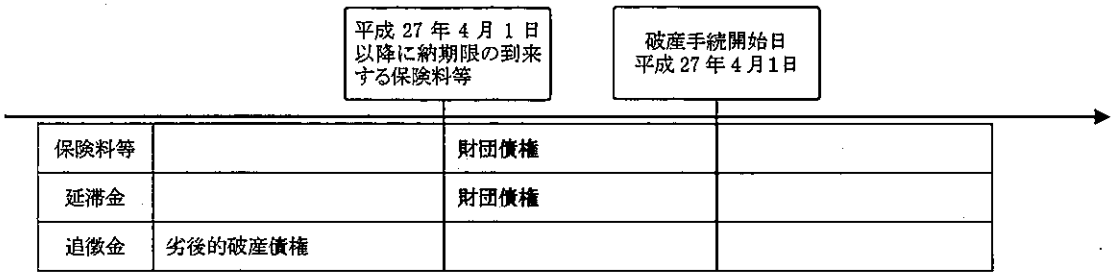

例２　破産手続開始日がうるう年の平成○年２月２９日である場合

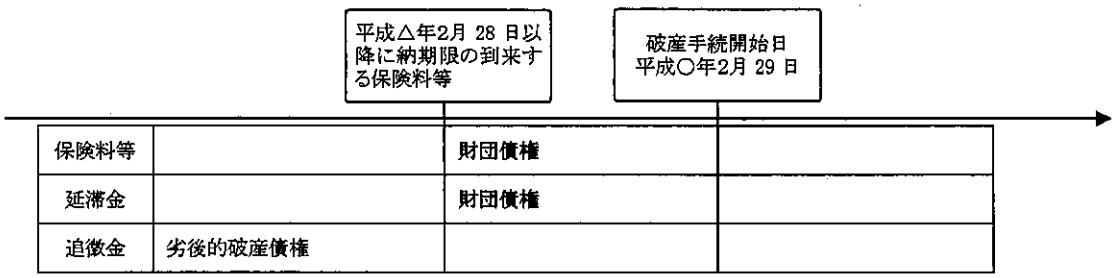

例３　破産手続開始日が平成●年２月２８日で、１年前の応当日がうるう年の２月２９日である場合

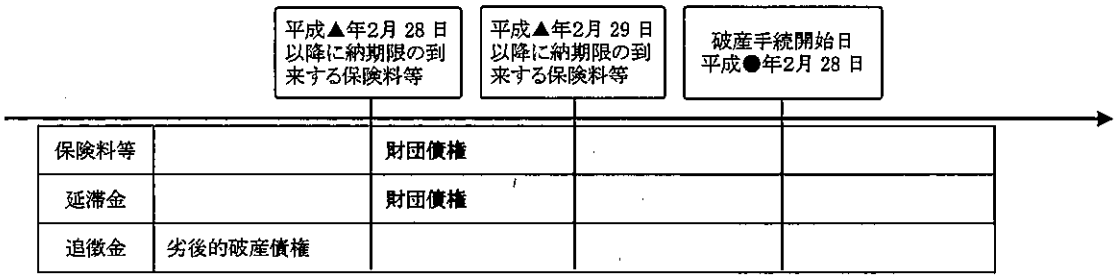

イ　優先的破産債権と劣後的破産債権に分類される場合

（ア）破産手続開始当時、既に納期限から１年を経過している保険料とこれに係る破産手続までの延滞金は、優先的破産債権となる。

（イ）優先的破産債権とされる保険料に係る破産手続開始後の延滞金並びに追徴金は、劣後的破産債権となる。

例４　破産手続開始当時、既に納期限が１年を経過している保険料等の場合

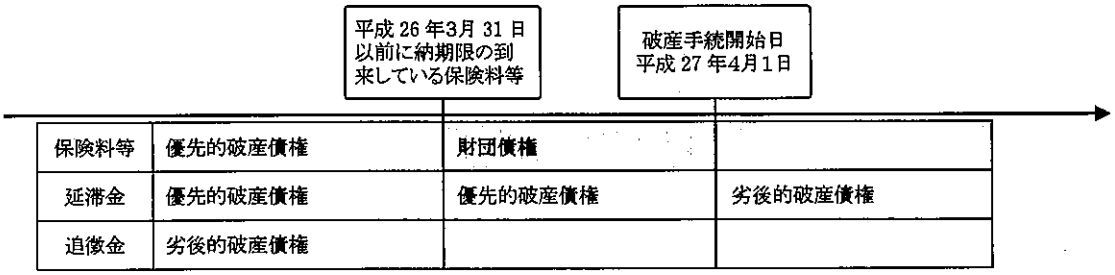

ウ　包括的禁止命令がある場合

包括的禁止命令が発せられた場合、破産手続開始決定当時、まだ納期限が到来していない保険料債権と納期限から１年（包括的禁止命令が発せられたことにより国税滞納処分をすることができない期間を除く）を経過していない保険料債権は、財団債権となる。

例５　包括的禁止命令期間が、破産手続開始日まで継続している場合

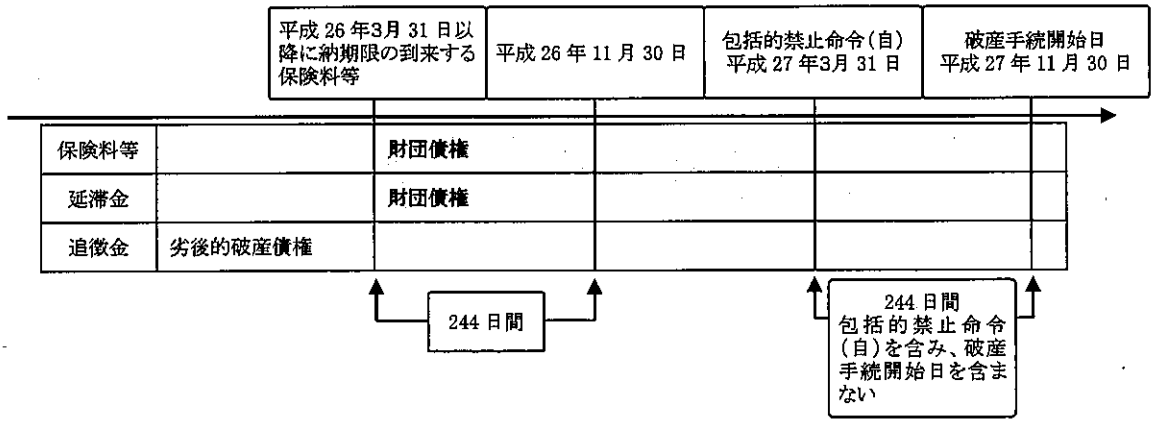

例６　包括的禁止命令期間が、破産手続開始日まで終了している場合

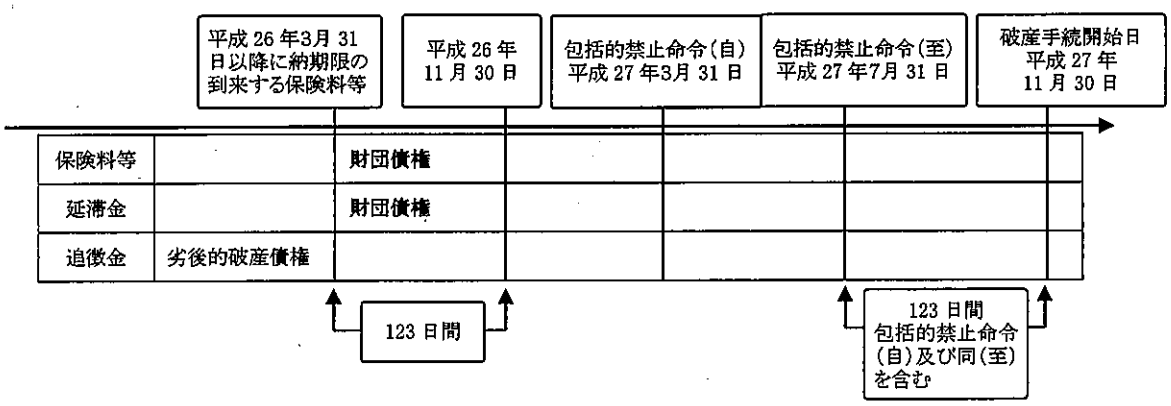

※　延滞金の計算の始期は法定納期限の翌日からとなるが、作表上、納期限と同一にしている。

第３　交付要求の効力

１　配当要求の効力

交付要求は滞納に係る保険料等を強制換価手続の執行機関にその換価代金から交付すべきことを要求するものであるから、配当要求の効力を有する。

なお、交付要求は、交付要求を受けた執行機関の滞納処分、強制執行等の処分が解除され又は取り消されない限りその処分の目的となった財産について、差押え後に権利の移転があっても交付要求の効力は失わない。

また、交付要求書が相手方執行行政機関等に送達されたときは、時効が中断し、交付要求に係る強制換価手続がされている期間、中断事由が継続する（国税通則法 73①）。

時効中断の効力は、その基礎となった交付要求に係る強制換価手続が取り消された場合でも失われない（国税通則法 73②）。

（注）　交付要求は、参加差押えと異なり常に配当要求の効力を有するにすぎないから、先行の強制換価手続（滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売）が解除され又は取り消された場合は、その効力を失うこととなる（基本通達 82⑧）。

２　交付要求先着手による優先の効力

交付要求書が相手方執行機関に送達されたときは、同順位公課間においてはその換価代金について、先着手の交付要求が優先（破産手続を除く）し、交付要求の順序に従い配当される（国税徴収法 13）。

送達時が同時である場合は、これらの交付要求に係る公課は同順位になる。この場合における公課に配当する金額は、債権現在額申立書に記載されている金額により案分計算したところによる（基本通達 13②）。

３　抵当権等の優先額制限の効力

交付要求をしたときは、保険料等に優先する質権又は抵当権により担保される債権の元本金額は、その質権者又は抵当権者にその保険料等に係る交付要求通知書が送達された時における債権額を限度とする（国税徴収法 18 の①、基本通達 18③）。

第４　特殊な場合の交付要求

特殊な場合の交付要求の取扱いは、通常の交付要求の取扱によるほか次による。

１　担保権付財産が譲渡された場合

国税徴収法第 22 条第 5 項の規定による譲渡された担保権付財産について強制換価手続が行われた場合の交付要求は次による。

（1）交付要求のできる場合

交付要求は次のすべてに該当するときにできる（国税徴収法 22①②）。

ア　滞納者が滞納に係る保険料等の法定納期限後等に登記等をした質権又は抵当権を設定した財産を譲渡したこと。

イ　その財産の譲渡時において、滞納者が他に保険料等に充てるべき十分な財産を有せず、かつ、現に滞納処分を執行するときにおいて、滞納者の財産がその保険料等を徴収するのに十分でないこと。

ウ　譲渡に係る財産について、強制換価手続が行われていること。

（2）配当を受けることができる金額の範囲

交付要求により、徴収することができる金額は、「質権又は抵当権によって担保される債権が、譲渡に係る財産の換価代金から配当を受けることができる金額」より「譲渡に係る財産を滞納者の財産とみなし、その財産の換価代金について保険料等の交付要求があったものとした場合に、質権又は抵当権によって担保される債権が配当を受けることができる金額」を差引いた金額と滞納額とのうち、いずれか少ない額である（国税徴収法 22②、基本通達 22⑧）。

（3）交付要求の手続

ア　質権者又は抵当権者に対する徴収通知

交付要求をしようとするときは、交付要求をするときまでに質権者又は抵当権者に対し、徴収通知書（様式 31 号）によりその旨を通知しなければならない（国税徴収法 22④、国税徴収法施行令 6①）。

この場合、質権若しくは抵当権の処分（民法 376、361、398 の 11）又は質権若しくは抵当権付債権の譲渡があり、その旨の付記登記等がされているときは、付記登記に係る質権者又は抵当権者に対して通知する（基本通達 22⑳）。

イ　交付要求書及び交付要求通知書の送達と通知

交付要求書は、相手方執行機関が配当すべき金銭を質権者又は抵当権者に交付するときまでに、相手方執行機関に対し、国税徴収法第 22 条による交付要求書（様式 32 号）を送達して行う。

一方、滞納者に対し交付要求通知書（様式 30 号）により通知するとともに、質権又は抵当権上の利害関係人に対して、交付要求をした旨の通知をする。

（注）1. 徴収通知書又は国税徴収法第 22 条による交付要求書に記載する徴収金額は、具体的な金額を定める必要はなく、抽象的に国税徴収法第 22 条第 2 項に掲げる金額である旨を記入すれば足りる。

2　交付要求についても、同順位公課間においては、国税徴収法第 13 条の規定により先着手の交付要求が優先する。

2　対象財産が譲渡担保財産である場合

交付要求の対象となる財産が、国税徴収法第 24 条第 1 項に規定する譲渡担保財産であるときの交付要求は次による。

（1）交付要求のできる場合

交付要求の対象となる財産が譲渡担保財産（P4-18）であるときは、その強制換価手続が設定者（滞納者）の財産又は担保権者の財産として行われた場合を問わず、次の要件のすべてに該当する場合に交付要求をすることができる（国税徴収法第 24①③⑥、国税徴収法施行令 8③）。

ア　滞納者が譲渡した財産で、その譲渡により担保の目的となっているもの（譲渡担保財産）であること。

イ　滞納者の財産について、滞納処分を執行してもなお徴収すべき保険料等に不足すると認められること。

ウ　交付要求をしようとする保険料等の納期限が、その譲渡担保財産の譲渡に係る権利移転の登記等の前であること。

又は譲渡担保権者が納期限以前に譲渡担保財産となっている事実を、その財産の売却決定の日の前日（譲渡担保財産が金銭による取立ての方法により換価するものであるときは、その取立ての日の前日）までに証明しなかったこと。

エ　譲渡担保権者に対する告知書を発した日から指定期限を経過した日までに、交付要求をしようとする保険料等が完納されていないこと。

（注）1　譲渡担保財産とは、滞納者が所有する財産を債務者又は第三者に譲渡し、その譲渡により自己又は第三者の債務の担保の目的となって

いる財産をいう。

なお、動産、有価証券、債権、不動産、無体財産権等のほか、法律上まだ権利と認められていないものであっても譲渡できるもの（手形を除く）はすべて譲渡担保の目的物とすることができる（基本通達24①）。

2　滞納者について破産手続開始の決定があったとしても、譲渡担保財産に係る譲渡担保権者の管理処分権が破産管財人によって喪失されている場合（破産法 184②、185①②）を除き、破産法第 43 条第 1 項の規定（破産手続開始決定後の破産財団に属する財産に対する滞納処分の禁止）にかかわらず、譲渡担保財産に対する滞納処分を執行することができる（基本通達24㊱）。

（2）交付要求の手続

ア　譲渡担保権者に対する告知

交付要求をしようとするときは、交付要求に先立ち、譲渡担保権者に対する告知書（様式 33 号）に納付書を添えて送付するとともに、滞納者に対し譲渡担保財産から滞納者の保険料等を徴収する旨を通知する（国税徴収法 24③）。

（注）　譲渡担保財産から徴収することができる金額は、国税徴収法第 24 条 1 項及び第 6 項の規定の要件に該当することにより、徴収することができる滞納額の全額であって、滞納者の財産が徴収すべき保険料等に不足すると認められる場合のその不足額に限られない（基本通達24④）。

イ　交付要求の送達

交付送達は、譲渡担保権者に対し告知書を発し、指定期限を経過したときに、相手方執行機関に対して、交付要求書（様式 30 号）を送達して行う（国税徴収法24③）。

一方、交付要求をしたときは本来の滞納者、譲渡担保権者及び質権者等にその旨を通知する。

（注）1　譲渡担保財産に対する交付要求は、譲渡担保設定者（滞納者）の保険料等により差押えがされている譲渡担保権者の保険料等により交付要求をすることもできる。

2　譲渡担保設定者の保険料等と譲渡担保権者の保険料等とが、競売する場合の差押え交付要求の調整については、国税徴収法施行令第 9 条の規定があることに留意する。

第５　債権現在額申立書を提出すべき旨の催告を受けた場合

交付要求先の執行機関から、債権現在額申立書を提出すべき旨の催告を受けた場合は、直ちに債権現在額申立書（様式 48 号）を提出することとし、この申立書に前記第 2、7（4）により確認した根質権又は根抵当権の被担保債権額、根質権者又は根抵当権者の氏名及び住所その他必要な事項を付記する。

（注）　債権現在額申立書の様式は、根質権又は根担保権の被担保権額の表示欄がないので、余白に付記するか又は別紙により表示する。

第６　交付要求の解除

１　交付要求解除の場合

交付要求は、次に掲げる場合は解除しなければならない（国税徴収法 84①）。

（注）　交付要求先執行機関から差押え解除の通知があった場合は、交付要求の解除をする必要がないが、交付要求調書にその旨を表示するとともに、交付要求書の写をその綴りから除去する。

（１）保険料等の全額が消滅した場合

交付要求をしている保険料等の全額が納付、充当、取消しその他の理由により消滅したときは解除する。

ただし、その保険料等の消滅が交付要求に係る財産が換価され、その換価代金の配当を受けて充当したためである場合は、交付要求解除の手続をとる必要がない。

（注）　その他の理由とは、他の交付要求により交付を受けた金銭を交付要求に係る保険料等の全額に充てたこと、国税徴収法第 129 条第 1 項の規定により配当された金銭をその保険料等を全額に充てたこと、その他免除、法律の規定の変更等により交付要求に係る保険料等の全額が消滅したことをいう（基本通達 84①）。

（２）徴収上支障がない場合

交付要求をした後に、新たに財産の差押えを行い又は新たに担保を徴したため、交付要求を解除しても保険料等の徴収上支障がないと認められるときは解除する。

（３）参加差押えに切換えた場合

交付要求を参加差押えに切換えたときは解除する。

2　交付要求解除の手続

（1）交付要求先執行機関への通知

交付要求の解除は、交付要求解除通知書（様式 36 号）により、その旨を交付要求先の執行機関に通知することによって行う（国税徴収法 84②）。

（2）滞納者への通知

交付要求を解除したときは、滞納者に対し交付要求解除通知書により通知しなければならない（国税徴収法 84③）。

（3）質権者等への通知

交付要求を解除したときは、質権者等のうち、交付要求したときにその旨の通知をした者に対し、交付要求解除通知書（様式 36 号）により交付要求を解除した旨を通知しなければならない。

なお、交付要求に係る強制換価手続が企業担保権の実行手続又は破産手続であるときは、この通知を要しない（国税徴収法 84③、国税徴収法施行令 36④）。

第７　交付要求の解除の請求をうけた場合

1　解除の請求ができる者

強制換価手続により配当を受けることができる債権者は、交付要求があったときは交付要求解除の請求をすることができる（国税徴収法 85①、基本通達 85①）。

（注）　交付要求の解除の請求ができる者は、交付要求を受けた執行機関はもとより、交付要求をした執行機関も後から交付要求をした執行機関に対し、解除の請求をすることができる。

2　解除の請求ができる場合

交付要求の解除の請求は、次に掲げる要件を備えたときにすることができる（国税徴収法 85①、基本通達 85②③④）。

ア　交付要求により自己の債権の全部又は一部の弁済を受けることができないとき。

イ　滞納者が他に換価の容易な財産（取立てをする債権を除く）で第三者の権利の目的となっていないものを有しており、かつ、その財産によりその交付要求に係る保険料等の全額を徴収することができるとき。

（注）１　弁済を受けることができないときとは、交付要求がなければ弁済を受けることができたにもかかわらず、交付要求がされたために、債権の全部又は一部の弁済を受けることができなくなることをいう。

したがって交付要求の有無にかかわらず弁済を受けることができない場合は該当しない。

２　交付要求に係る保険料等以外に滞納保険料等がある場合、交付要求に係る保険料等に充てるべき他の財産はあるが、その滞納保険料等に充てるべき財産がなく、解除請求書に解除請求の理由としてあげられた他の財産から交付要求に係る保険料等にあわせて、滞納保険料等を徴収することができないときは、交付要求を解除する必要はない。

３　解除の請求の手続

交付要求解除の請求をしようとする者は、交付要求解除請求書（様式 37 号）を交付要求ができる期間の終期までに提出しなければならない（国税徴収法 85①、国税徴収法施行令 37、基本通達 85⑤）。

４　解除の請求に対する処理

交付要求解除の請求を受けた場合は、すみやかにその請求の理由等について調査をし、次により処理しなければならない（国税徴収法 85②、基本通達 85⑥）。

（１）請求を相当と認める場合

調査の結果、前記１～２のいずれにも該当することが明らかになった場合は、請求を相当と認め解除請求の対象となった交付要求を解除する。この場合、その請求者に対して交付要求解除の通知をしなければならない。

なお、交付要求の解除は、滞納者の所有する他の財産の差押えと同時に行う。

（注）　請求が相当と認めるかどうかの調査は、交付要求を行う期間の終期までに、解除の請求があったものに限って行う。

なお、交付要求ができる期間の終期が経過した後に交付要求の解除の請求があった場合においても、相当と認められるときは、交付要求の解除をする（基本通達 85⑥）。

（２）請求を相当と認めない場合

調査の結果、解除請求が相当と認められない場合は、解除の請求を拒否することとし、交付要求解除拒否通知書（様式 38 号）によりその旨を請求者に通知する（基本通達 85⑦）。

第８　交付要求を受けた場合

１　交付要求書の受理

滞納処分による差押えを行った場合において、他の執行機関から交付要求の送達を受けたときは、次により調査、整理等を行う。

（１）交付要求の対象となっている差押財産の確認

交付要求書の送達を受けたときは、差押調書に記載された差押財産と交付要求書に記載された交付要求対象財産を対査し、両者に相違がないかどうかを確認する。

なお、その財産について両者に相違があるときは次による。

ア　財産の全部が符号しない場合

交付要求書に記載されている財産の全部が符号しないときは、その旨を欄外余白に付記して、直ちに交付要求をした執行機関へ返戻する。

イ　財産の一部が符合しない場合

交付要求書に記載されている財産のうち、一部が符合しないときは、直ちに交付要求をした執行機関に連絡し、補正を求める。この場合、交付要求書の到達順位は保全する。

ウ　譲渡担保権者に対し差押えとして続行することとしている場合

交付要求を受けた財産が、国税徴収法第 24 条第 4 項により譲渡担保権者に対する差押えとして、続行することとしているときは、交付要求をした執行機関に対して、譲渡担保財産である旨を通知する。

（２）交付要求書の到達順位の記録

交付要求は同順位の場合は原則として先着手により優先するので、到達順位について到達年月日及び順位を交付要求書の欄外に受付印とは別に表示すること。

（注）　先取特権の順位については、先取特権の順位一覧（P8-3）参照。

２　譲渡担保権者に対する差押えとして続行することとした場合の処理

交付要求の基因となっている差押えを、国税徴収法第 24 条第 4 項の規定により譲渡担保権者に対する差押えとして続行することとした場合は次により処理する。

（１）交付要求している行政機関等に対する通知

交付要求書の送達を受けた後に、差し押えている財産が譲渡担保財産であるこ

とが判明し、国税徴収法第 24 条第 4 項の規定により譲渡担保権者に対する差押えとして続行することとした場合は、譲渡担保財産の通知並びに差押続行通知書（様式 34 号）により、交付要求をしている行政機関等に通知する。

（2）交付要求続行通知書の送付を受けた場合

交付要求の行政機関等から、交付要求続行通知書（様式 35 号）を受けた場合は次により処理する。

ア　交付要求続行通知書の取扱

交付要求続行通知書は、以後交付要求書と同様に取り扱う。

なお、換価代金を配当する場合において配当順位は、先に受理している交付要求書の受付年月日により判定するので、誤って交付要求続行通知書の受付年月日により判定することのないようにするため、先に受理している交付要求書の受付年月日を交付要求続行通知書に明示しておく。

イ　譲渡担保権者に対する交付要求

交付要求する財産の全部が譲渡担保財産であり、これについて譲渡担保権者に対する交付要求として続行することとされたときは、交付要求書の欄外に交付要求続行通知書を受理した旨及び交付要求に伴う処理は、交付要求続行通知書により行う旨を適宜表示しておく。

また、交付要求する財産の一部が譲渡担保財産であり、これについて譲渡担保権者に対する交付要求として続行することとされたときは、譲渡担保財産については交付要求続行通知書により譲渡担保財産以外の財産については交付要求書により、それぞれ交付要求に伴う処理をすることとし、交付要求書の欄外にその旨を適宜表しておく。

3　交付要求がされている財産の差押えを解除する場合の処理

交付要求がされている財産の差押えを解除する場合は、交付要求先執行機関、滞納者、質権者等に対する差押えの解除の通知、差押え登記等の抹消の登記等通常の差押え解除の手続をとる。

4　交付要求解除通知書を受理した場合の処理

交付要求をした執行機関から、交付要求解除通知書（様式 36 号）の送付を受けたときは、これと交付要求書等とを対査確認した上、関係書類に交付要求が解除された旨を記載しておくこと。

第２節　参加差押え

第１　参加差押えの意義

参加差押えとは、交付要求の一種であり、先行の差押えにより換価がされた場合の配当を受ける効力や時効中断の効力は交付要求と同様である。

しかし、交付要求の場合、先行の差押えが解除されたときにその効力を失うことになるのに対し、参加差押えは差押えが解除されるまでは交付要求と同じ効力しかないが、差押えが解除されたときは、参加差押えをした時に遡って効力が生ずることとなり、その後はその差押えに基づき参加差押財産の換価処分ができるので、通常の交付要求よりも有利な処分である（国税徴収法 86～88、基本通達 86①）。

第２　参加差押えができる場合

１　参加差押えの要件

滞納者の財産について先行の滞納処分が行われたとき（他の債権者からの差押通知書が交付又は送達されたとき）に、次のすべてに該当するときは、原則として交付要求は行わず、参加差押えを行う（国税徴収法 86①）。

（１）滞納者の保険料等が差押えすることができる場合に該当すること。

（２）すでに滞納処分による差押えがされていること。

（３）差し押えている滞納者の財産が動産及び有価証券、不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、小型船舶及び電話加入権であること。

（注）１　滞納者の財産について、「滞調法」の規定により滞納処分と強制執行又は競売法による競売とがあわせて行われている場合は、滞納処分をしている行政機関等に対して参加差押えをするとともに、強制執行又は競売法による競売を行っている執行機関に対して交付要求をする。

２　強制換価手続の対象となっている財産が山間へき地や遠隔地にあるため参加差押えをすると国税徴収法施行令第 40 条の規定による財産の引受けが著しく困難であると認められるとき、強制換価手続をした執行機関においてその対象となっている財産の換価が確実であると認められるとき、その他参加差押えをする実益が少ないと認められるときは参加差押えをしないで交付要求をすることとしても差し支えない。

２　参加差押えに切り換える場合

保険料等が差押えのできる要件を欠くため、参加差押えを行うことができず交付要求を行ったものについて、その後その交付要求に係る保険料等について、参加差押えをすることができることとなったときは、次の場合を除き、つとめて交付要求を解除して参加差押えを行う。

ア　交付要求先執行機関において、換価することが明らかである場合。

イ　保険料等による交付要求より後に公課による交付要求又は参加差押えがあり、交付要求を解除することが著しく不利益となる場合。

ウ　国税徴収法第 18 条第 1 項本文の規定により交付要求を解除することが著しく不利益となる場合。

3　参加差押えの制限

参加差押えの制限は、交付要求と同様となる。

即ち、参加差押えをするときにおいて、滞納者が他に換価の容易な財産で第三者の権利の目的となっていないものを有し、かつ、その財産により参加差押えをしようとする保険料等の全額を徴収することができると認められるときは、参加差押えをしない（国税徴収法 88①、83、基本通達 88①、83①）。

なお、参加差押えをした後、上記に該当する財産を有することが判明したときは、その財産を差し押え、参加差押えは解除する。

4　参加差押えを行う期間の終期

参加差押えは、先行の滞納処分による売却決定の日の前日（換価に付すべき財産が金銭による取立ての方法により換価するものであるときは、その取立てのとき）までに行うことができる。

（注）　参加差押えは、滞納処分による差押えがされている財産について二重又は三重にすることができ、同順位公課間では先着手の参加差押えに係る保険料等が優先する。また、参加差押えの原因となる滞納処分による差押えが解除されたときは、最も先に参加差押えをした行政機関等に対し、その参加差押えに係る財産が引渡される（国税徴収法 13、87①）。

5　参加差押えを行う場合の調査

（1）調査事項

参加差押えをしようとするときは、次の事項について調査を行う。

ただし、滞納者が所持する差押調書の謄本その他により参加差押えの対象財産を特定できる場合は、参加差押えをした後に参加差押財産について質権者等の有

無等、必要な事項の調査を行っても差し支えない。

ア　滞納処分による差押えが行われている滞納者の当該差押えの目的となったすべての財産の名称、数量、性質及び所在。

イ　滞納処分による差押調書が二以上作成されている場合は、調書ごとの財産の区別。

ウ　滞納処分による差押えに係る債権の現在金額及び換価の時期。

エ　質権者等の有無及び当該質権者等がある場合は、その権利の内容、質権者等の住所・氏名。

オ　他の行政機関等からの参加差押えの有無及び優先する参加差押えがある場合は、その参加差押えに係る国税、地方税の額。

カ　参加差押えの対象となる財産が登記等のできる財産であるときは、さらに登記簿等により滞納処分による差押えが行われている財産の名称、数量、性質及び所在並びに質権者等の有無及び当該質権者等がある場合はその権利の内容、質権者等の住所・氏名。

（2）調査方法

調査は、相手方行政機関等において、徴収職員証票を呈示して滞納処分に関する書類（滞納処分票及びその添付書類）を閲覧することによって行う。

（3）調査結果

調査の結果、参加差押えの要件に該当する事実があることが判明したときであっても、参加差押えの対象となる財産の見積価額と参加差押えをしようとする保険料等に優先する債権の金額又は優先する他の参加差押えに係る国税、地方税等の金額を勘案して参加差押えをする実益がないことが明らかなときは、参加差押えは行わない。

この場合は、その旨を滞納処分経過票に記載して事跡を明確にしておくこと。

6　参加差押えの相手

参加差押えをすることができる相手方行政機関等は、次に掲げるものである。

（1）国税による滞納処分であるとき

滞納処分による差押えが国税による滞納処分であるとき又は国税のために徴し

た担保財産についての滞納処分の例による差押えであるときは、その差押えを行った徴収職員の所属する税務署長等。

（2）地方税若しくは公課による滞納処分等であるとき

滞納処分による差押えが地方税若しくは公課による滞納処分若しくは滞納処分の例による処分であるときは、その処分を行った徴税吏員等の所属する行政機関等の長。ただし、差押えに徴収の嘱託又は徴収の引継ぎがあったことが明らかであるときは、その嘱託又は引継ぎを受けた徴税吏員等の所属する行政機関等の長。

（3）滞納処分と強制執行又は競売法による競売との二重差押えが行われているとき

滞調法の規定により、滞納処分と強制執行又は競売法による競売との二重差押えが行われているときは、滞納処分による差押えが先か後かにかかわらず、滞納処分による差押えをした行政機関等の長。

（注）　滞納処分以外の強制執行による差押え等をした執行機関に対しては、交付要求を行うことに留意する。

7　参加差押えの手続

（1）参加差押書の送達

参加差押えは、参加差押書（様式 39 号）を滞納処分による差押えを行った行政機関等に送達することによって行う（国税徴収法 86①、基本通達 86③④）。

この場合、参加差押えの対象財産が電話加入権であるときは参加差押書（様式 40 号）を使用する。

（注）1　参加差押書は、参加差押え先行政機関等における差押調書（様式 39 号）ごとに作成する。

2　参加差押書は正本及び写を作成することとし、正本を参加差押え先の行政機関等へ送付する。

3　参加差押えは、参加差押え先行政機関等が行った差押えに係る滞納者所有の財産全部を対象として行う。

4　交付要求をした後に参加差押えに切り換える場合は、交付要求を解除した上で参加差押えをすることとし、交付要求解除通知書と参加差押書を同時に参加差押え先行政機関等に送付する。

5　参加差押えは同一の財産について二重、三重に行うことができるが、参加差押書を送達した後に新たに発生した滞納等により、同じ財産に対して重ねて参加差押えをするときは、その都度参加差押書を送達することによって行う。

6　第二次納付義務者及び保証人の財産について参加差押えするときは、参加差押書の滞納者欄に第二次納付義務者等の氏名及び住所を付記す

る。

（２）滞納者への通知

参加差押えをしたときは、滞納者に対して参加差押通知書（様式 39 号）により通知を行う（国税徴収法 86②、国税徴収施行令 36②㊳、基本通達 86④）。

参加差押えの対象財産が電話加入権であるときは、電話加入権用の参加差押通知書（様式 40 号）を使用する。

（３）第三債務者への通知

電話加入権について参加差押えをしたときは、第三債務者（ＮＴＴ）に対し参加差押通知書（様式 40 号）により通知する（国税徴収法 86②、国税徴収令 38、基本通達 86⑤）。

（４）登記の嘱託

参加差押えをした財産が、不動産、船舶、航空機又は自動車、建設機械若しくは小型船舶であるときは、当該参加差押えの登記等を関係機関（法務局等）に嘱託する。

この場合において、不動産の登記嘱託書に、登記原因証明情報を添付し（不動産登記法 61）、また、船舶、航空機又は自動車、建設機械若しくは小型船舶の登記嘱託書に、参加差押調書の謄本を添付しなければならない。

この参加差押えの登記等は、参加差押えの効力要件ではないが、国税徴収法第 87 条（参加差押えの効力）の規定により差押えの効力が生じた場合における対抗要件である（国税徴収法 86③、基本通達 86⑧）。

なお、登記等は次により行う。

ア　不動産、船舶、航空機又は建設機械若しくは小型船舶について、参加差押えをしたときの登記

登記は、参加差押登記嘱託書（様式 41 号）正、副２部を作成し、登記及びその日付を証する書面として参加差押調書謄本に添付し、遅滞なく管轄する法務局その他の関係機関に送達する。

（注）１　同一登記所の管轄内に存する数個の土地又は建物について参加差押えの登記を嘱託する場合は、同一の嘱託書をもって参加差押えの登記を嘱託することができる（不動産登記法 46）。

２　参加差押登記嘱託書を管轄登記所等に提出するときは、不動産登記法 60 条（共同申請の原則）の規定にかかわらず交付又は郵便によることができる。

イ　自動車について参加差押えをしたときの登録

自動車については、登録嘱託書（様式 17 号）を作成し、登記の原因及びその日付を証する書面として参加差押調書謄本を添付し、所轄する運輸支局（自動車検査登録事務所を含む。）に送付する。

（注）1　自動車参加差押登録嘱託書は、自動車１両ごとに別葉に作成する。

2　同時に自動車２両以上について登録の嘱託をしようとするときは、登録の原因及び目的が同一であるときに限り参加差押調書謄本は、その１通に添付し、他の嘱託書にその旨を「添付書類」欄に記載する。

（5）質権者等への通知

参加差押えをしたときは、質権者等のうち、徴収職員がその参加差押えを行うに際し、その氏名及び住所又は居所を知ることができた者に対し、参加差押通知書（様式 39 号）により通知しなければならない（国税徴収法 86④、国税徴収法施行令 36③、38、基本通達 86⑨）。

（6）質権者等の有する債権金額の確認

質権者等に参加差押通知書を送達したときは、質権者等の労働保険料等に優先する債権の額を調査確認し、参加差押財産調査表に記載しておかなければならない。

ただし、根質権又は根抵当権の被担保債権額の確認は、参加差押え先の行政機関等から公売通知を受けたときに行うこととして差し支えない。なお、この確認額は公売を執行する行政機関等に債権現在額申立書を提出する際、当該申立書に付記しなければならない。

（7）参加差押えに伴う書類の整理

ア　参加差押調書

参加差押えをするときは、参加差押調書と参加差押書（様式 39 号）を複写により作成する。参加差押えの対象財産が電話加入権であるときは、電話加入権用の参加差押調書（様式 40 号）を使用する。

なお、参加差押えの登記等を嘱託するため、参加差押調書謄本を必要とするときは参加差押調書を作成するときにこれとあわせて複写により作成する。

イ　参加差押財産調査表

参加差押えをしたときは、その都度直ちに参加差押財産調査表（様式 42 号）等を作成の上、所定欄を整理の上、参加差押調書の次に綴り込むこと。

（８）参加差押財産の種類別一覧

<table>
<tr><th>既差押財産
の種類</th><th>通知の相手方</th><th>第三債務者
への通知</th><th>質権者等
への通知</th><th>参加差押えの
登記（登録）</th></tr>
<tr><td>動産
有価証券</td><td rowspan="3">滞納者</td><td>不要</td><td rowspan="3">1. 質権、抵当権、先取特権、留置権、貸借権等の権利を有する者
2. 仮登記権利者
3. 保全執行裁判所、執行官、強制官理人</td><td>不要</td></tr>
<tr><td>不動産
船舶
航空機
自動車
建設機械
小型船舶</td><td>不要</td><td>要</td></tr>
<tr><td>電話加入権</td><td>要</td><td>不要</td></tr>
</table>

第３　参加差押えの効力

１　参加差押えの効力

参加差押えは、次に掲げる効力を有する（国税徴収法 87①、基本通達 87①）。

（１）交付要求の効力

参加差押えは、特定の場合に行う交付要求の一種であるから、滞納処分による差押えが解除されるまでは、参加差押えを受けた行政機関等に対し交付要求の効力を有する。

（２）差押えに移行する効力

参加差押えを受けた差押えが解除されたときは、参加差押財産について、差押えの効力を生ずる。

（３）その他の効力

ア　財産の引渡しを受ける効力

参加差押財産が動産、有価証券又は自動車、建設機械若しくは小型船舶である場合において、その参加差押えを受けた差押えが解除されたときは、その

差押えを解除した行政機関等から、その財産の引渡しを受けることができる。

イ　参加差押えとしての継続の効力

参加差押えが二以上ある場合において、滞納処分による差押えが解除されたときは、最も先にした参加差押え以外の参加差押えは差押えの効力が生じた参加差押え（最も先にした参加差押え）をした行政機関等に対し、参加差押えをしたときに遡って参加差押えをしたものとみなされる。

ウ　参加差押え先着手による優先の効力

参加差押書が相手方行政機関等に送達されたときは、同順位公課において、換価代金については先着手の参加差押えが優先し、参加差押えの順序に従い配当される（国税徴収法 13）。

エ　抵当権等の優先額制限の効力

参加差押えをしたときは、保険料等に優先する質権又は抵当権により担保される債権の元本金額は、その質権者又は抵当権者がその保険料等に係る参加差押通知書を受けたときにおける債権額が限度とされる（国税徴収法 18①）。

オ　時効中断の効力

参加差押書が相手方執行行政機関等に送達されたときは、時効が中断しその参加差押えがされている期間、中断事由が継続する（国税通則法 73①五）。

（注）1　時効の中断及び中断事由の継続は、滞納者に対し参加差押通知書が交付されていることを要件とし、この通知がされていない期間については、時効中断の継続期間から除外される（国税通則法 73①）。

2　時効中断の効力は、その基礎となった滞納処分による差押えが取り消された場合でも失われない（国税通則法 73②）。

2　差押えの効力が生ずる参加差押え

参加差押えを受けた差押えが解除されたときにおいて、差押えの効力を生ずる参加差押えは次のとおりである（国税徴収法 87①、基本通達 87②）。

ア　参加差押えが一つである場合は、その参加差押え。

イ　参加差押えが二以上ある場合は、最も先にされた参加差押え（登記がされたものについては、最も先に登記等をした参加差押え）。

（注）　最も先にした参加差押えであっても、参加差押えを受けた差押えが解除されるときまでにこれを解除したときの参加差押えは、差押えの効力は生じない。また、差押えの効力を生ずる参加差押え以外の参加差押えは、差

押えの効力を生じない。

また、差押えの解除後、その抹消登記前にした参加差押えは、効力を生じない。

3　差押えの効力が生ずる時期

参加差押えの効力が生ずる時期は、財産の区分に応じ、次のそれぞれに掲げるときである（国税徴収法 87①、基本通達 87③）。

ア　参加差押財産が動産及び有価証券である場合は、参加差押書が参加差押えを受けた差押えに係る行政機関等に交付されたとき。

イ　参加差押財産が、不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械若しくは小型船舶である場合は、その参加差押通知書が滞納者に送達されたとき。ただし、参加差押えの登記等が参加差押通知書の滞納者への送達前にされた場合は、その登記がされたとき。

ウ　参加差押財産が鉱業権又は特定鉱業権である場合は、参加差押えの登記がされたとき。

エ　参加差押財産が、電話加入権である場合は、その参加差押通知書が第三債権者であるＮＴＴに送達されたとき。

第４　特殊な場合の参加差押え

1　対象財産が譲渡担保財産である場合

参加差押えの対象となる財産が、国税徴収法第 24 条第 1 項に規定する譲渡担保財産であるときの参加差押えは次による。

（1）参加差押えのできる要件

参加差押えの対象となる財産が譲渡担保財産であるときは、滞納処分による差押えが設定者（滞納者）の財産又は担保権者の財産として行われた場合を問わず、次の要件のすべてに該当する場合に参加差押えをすることができる（国税徴収法 24①③⑥、国税徴収法執行令 8③）。

ア　滞納者が譲渡した財産で、その譲渡により担保の目的となっているものであること。

イ　滞納者の財産について、滞納処分を執行してもなお徴収すべき保険料等に不足すると認められること。

ウ　参加差押えをしようとする保険料等の納期限が、その譲渡担保財産の譲渡に係る権利の移転の登記時等より前にあること。

又は譲渡担保権者が納期限以前に譲渡担保財産となっている事実を、その財産の売却決定の日の前日（譲渡担保財産が金銭による取立ての方法により換価するものであるときは、その取立ての日の前日）までに証明しなかったこと。

エ　譲渡担保権者に対する告知書を発した日から指定期限を経過した日までに参加差押えをしようとする保険料等が完納されていないこと。

（2）参加差押えの手続

ア　譲渡担保権者に対する通知

参加差押えをしようとするときは、参加差押えに先立ち譲渡担保権者に対し、譲渡担保権者に対する告知書（様式 43 号）に納付書を添えて送付するとともに、滞納者に対し譲渡担保財産から滞納者の保険料等を徴収する旨を通知する（国税徴収法 24②、国税徴収法施行令 8①）。

この場合、譲渡担保財産から徴収することができる金額は、国税徴収法第 24 条第 1 項及び第 6 項の規定により徴収することができる保険料等の金額であって、滞納者の財産が徴収すべき保険料等に不足すると認められる場合のその不足額に限らない（基本通達 24④）。

イ　参加差押書の送達

参加差押えは、譲渡担保権者に対し告知書を発した日から指定期限を経過したときに相手方行政機関等に対し参加差押書（様式 39 号）を送達して行う（国税徴収法 24③）。

ウ　滞納者、譲渡担保権者等への通知

参加差押えをしたときは、本来の滞納者、譲渡滞納者及び質権者等にその旨を通知する。

（注）1　譲渡担保財産に対する参加差押えは、譲渡担保設定者（滞納者）の保険料等により差押えがされている譲渡担保財産について、譲渡担保権者の保険料等により参加差押えをすることもできるが、この場合の参加差押えは、参加差押書（様式 39 号）によって行う。

2　譲渡担保設定者の保険料等と譲渡担保権者の保険料等とが競合する

場合の差押え、参加差押えの調整については、国税徴収法施行令第 9 条の規定がある。

2　譲渡担保権者に対する差押えとして続行することとなった場合の参加差押えの続行

動産等で登記等がされていない財産であるため、差押え時に譲渡担保財産であることが判らず、譲渡担保財産を滞納者の財産として差し押えたときは、この差押えが前記 1 の(1)の要件を満たす場合に限って譲渡担保権者に対する譲渡担保財産についての差押えとして、滞納処分を続行することができる（国税徴収法 24④）。

また、通常の参加差押えをした後、参加差押え先の行政機関等から参加差押えの基因となっている差押えが譲渡担保権者に対する差押えとして続行する旨の通知を受けた場合は、次により取り扱う。

（注）　相手方の差押え譲渡担保権者に対する差押えとして続行することができず、参加差押えが続行できる要件を満たすときは、差押えが取り消された参加差押えが差押えの効力を有することとなるので、譲渡担保権者に対する差押えとして続行する手続をとらなければならない。

（1）参加差押えを続行できる要件

参加差押えを譲渡担保財産についての参加差押えとして続行することができる場合は、前記 1 の(1)の要件を満たすときである（国税徴収法 24④、基本通達 24⑯）。

（2）参加差押え続行の手続

ア　参加差押えをしている保険料等について、参加差押え続行の可否を調査した結果、その全部又は一部を譲渡担保財産から徴収することができるときは、当該参加差押えを譲渡担保財産についての参加差押えとして続行するものとし、直ちに譲渡担保権者に対し譲渡担保者に対する告知書に納付書を添えて送付するとともに、滞納者に対し譲渡担保財産から滞納者の保険料等を徴収する旨を通知する（国税徴収法 24④、基本通達 24⑰）。

イ　参加差押の続行は、譲渡担保権者に対し告知書を発するときに、参加差押先の行政機関等に対し参加差押続行通知書（様式 44 号）を送達して行う（国税徴収法 24④）。

ウ　参加差押えを続行したときは、本来の滞納者、譲渡担保権者及び質権者等にその旨を通知する。

（3）参加差押え解除の手続

参加差押えをしている保険料等の全部又は一部が譲渡担保財産から徴収することができないものであるときは、その分の参加差押えを解除し、参加差押え先行政機関等、滞納者、第三債務者及び質権者等に差押解除通知書を通知するとともに、参加差押えの登記等の抹消登記等を関係機関に嘱託する（国税徴収法 88②）。

第５　参加差押え解除の請求及び請求を受けた場合

１　参加差押え解除の請求ができる者

滞納処分による換価手続により配当を受けることができる債権者は参加差押えがあったときは、参加差押え解除の請求することができる（国税徴収法 88①、基本通達 88④）。

したがって、参加差押えを受けた行政機関等はもとより、参加差押えをした行政機関等も後から参加差押えをした行政機関等に対し、解除の請求をすることができる。

２　参加差押え解除請求のできる要件

参加差押えの解除の請求は、次に掲げる要件をすべて備えたときにすることができる（国税徴収法 88①、85①、基本通達 88④）。

ア　参加差押えにより、自己の債権の全部又は、一部の弁済を受けることができないこと。

（注）　弁済を受けることができないとは、参加差押えがなければ弁済を受けることができたにもかかわらず、参加差押えがされたために債権の全部又は一部の弁済を受けることができなくなったことをいう。したがって、参加差押えの有無にかかわらず弁済を受けることができない場合は該当しない。

イ　滞納者が他に換価の容易な財産（取立てをする債権を除く）で第三者の権利の目的となっていないものを有しており、かつ、その財産によりその参加差押えに係る保険料等の全額を徴収することができること。

（注）　参加差押えに係る保険料等以外に滞納保険料等がある場合において、参加差押えに係る保険料等に充てるべき他の財産はあるが、その滞納保険料等に充てるべき財産がなく、解除請求書に解除請求の理由としてあげられた他の財産から参加差押えに係る保険料等にあわせて滞納保険料等を徴収

することができないときは、参加差押えを解除する必要はない。

3　参加差押え解除請求の手続

参加差押え解除の請求をしようとする者は、参加差押解除請求書（様式 45 号）を提出しなければならない（国税徴収法 88①、基本通達 88④）。

4　参加差押えの解除請求に対する処理

参加差押えの解除請求を受けた場合は、すみやかにその請求の理由等について調査し、次により処理しなければならない。

（1）請求を相当と認める場合

調査の結果、前記 1～3 のいずれにも該当することが明らかとなった場合は、請求を相当と認め解除の対象となった参加差押えを解除する。この場合、その請求者に対しても参加差押え解除の通知をする。

なお、参加差押えの解除は、滞納者の所有する他の財産の差押えと同時に行い、確実に滞納保険料等を徴収することができるよう措置する。

（2）請求を相当と認めない場合

調査の結果解除請求が相当と認められない場合は、解除請求を拒否することとし、参加差押解除拒否通知書（様式 46 号）によりその旨を請求者に通知する。

第6　換価の催告等

1　参加差押えをした財産の換価の催告

参加差押えをした後、参加差押財産が相当の期間内に換価に付されないときは、参加差押財産換価催告書（様式 47 号）により参加差押え先行政機関等に対して換価の催告をすることができる。

ただし、納付の猶予又は換価の猶予をしている場合、その他法令の規定又はこれに基づく処分により換価手続をすることができない場合は、換価の催告をすることができない（国税徴収法 87③、基本通達 87⑭）。

（注）1　相当の期間とは、おおむね 3 ヶ月程度であるが、行政機関等の事務の繁閑、財産価格の見積りの難易等を考慮して決定する。

2　換価催告の効果は、滞納処分による差押えをした行政機関等に対し直ちに換価処分を行うよう注意を促すにとどまり、それ以上の効果はない。

2　債権現在額申立書を提出すべき旨の催告を受けた場合

参加差押え先行政機関等から債権現在額申立書を提出すべき旨の催告を受けた場合は、直ちに債権現在額申立書（様式 48 号）を提出する。この申立書に前記第 2 の 7(6)により確認した質権者等の被担保債権額、質権者等の氏名及び住所その他必要な事項を付記する。

第７　参加差押えの基因となっている差押えが解除された場合

参加差押えの基因となっている差押えが解除された場合は、次により処理する。

なお、参加差押えの基因となっている差押えの解除通知書は、差押えに移行すべき参加差押えをしている行政機関等の名称その他の記載があるので、参加差押えが差押えに移行したかどうかは、これにより判断できるのでこのための調査は要しない。

１　参加差押えが差押えに移行する場合

（１）関係書類の引受

参加差押えが差押えに移行した場合は、参加差押え先行政機関等から差押解除通知書とともに差押えに移行しなかった参加差押書等関係書類が参加差押関係書類引渡書に添付されて送付されてくるので、関係書類と対査確認し引渡書の副本に受領年月日を記載し、署名押印の上、これをすみやかにその行政機関等に返送する（国税徴収法施行令 41①）。

（２）参加差押財産の引受

参加差押財産が動産、有価証券又は差押えを解除する行政機関等の職員が占有していた自動車、建設機械で当該行政機関等から参加差押財産引渡し通知書の送付を受けたときは、すみやかに当該財産の引渡しを受ける（国税徴収法施行令 40①）。

（注）　参加差押財産引渡通知書の送付を受けた日の翌日以後の動産等の保管に要する費用は、その引渡しを受けた部局の負担とし、滞納処分費として徴収することができる（基本通達 87⑬）。

ア　動産等の引渡しを受ける日時、場所

参加差押財産引渡通知書に指定された日時、場所による。

イ　参加差押先の行政機関等の職員から直接動産等の引渡しを受ける場合

行政機関等の職員に送付を受けた参加差押財産通知書（様式 53 号）を呈示して、動産等の引渡しを受け参加差押財産引受調書（様式 49 号）及び参加差

押財産引受通知書（様式 49 号）を作成し、財産引渡しをした行政機関等に対し参加差押財産引受通知書により動産等の引渡しを受けた旨を通知する（国税徴収法施行令 40①④）。

この場合参加差押引受調書の謄本を滞納者に交付する。

なお、差押えの解除を行う労働局長と差押の効力を生ずべき参加差押えをしている労働局長とが同一である場合は、参加差押財産引受通知書の作成を省略して差し支えない。

（注） 参加差押えが差押えに移行した場合は、参加差押えをした旨の通知をしている滞納者及び質権者等に対してあらためて差押えの通知をする必要はない。

ウ 保管者から直接動産等の引渡しを受ける場合

参加差押え先行政機関等の職員以外の者が動産等を保管しており、その保管者から直接動産等の引渡しを受ける場合は、参加差押財産引渡通知書（様式 53 号）に添えて送付された動産等の保管者あての差押引渡依頼書（様式 50 号）をその保管者に交付して動産等の引渡しを受け、参加差押財産引受調書（様式 49 号）及び参加差押財産引受通知書を作成し財産引渡しをした行政機関等に対し参加差押財産引受通知書を送付する（国税徴収法施行令 40①④）。

（注） 1 この場合、参加差押財産の引受けにあたっては、立会人をおくこととし参加差押財産引受調書の謄本を作成の上、これをその立会人、滞納者及び当該動産等を保管していた者に交付する。

2 参加差押財産の引受けにあたっての立会人は、国税徴収法第 144 条の規定による捜索の立会人ではなく、物の引受け引渡しの際に立会人をおくことが望ましいことによりおくものである。

3 参加差押えをしている動産等の引渡しを受ける場合は、国税徴収法第 58 条第 2 項又は第 71 条第 3 項に規定する引渡命令の手続は必要ではない。

4 差押えの解除を行う労働局長と差押えの効力を生ずべき参加差押えをしている労働局長とが同一である場合にも同様の手続をする。

エ 保管者から動産等の引渡しを受ける場合の保管者宅の捜索

前記③により保管者から動産等の引渡しを受ける場合において、保管者宅を捜索したときは参加差押財産引受調書にかえて捜索調書（様式 2 号）を作成することとし、その謄本を立会人、滞納者及び保管者に交付する。この場合、財産の引渡しをした行政機関等に対する参加差押財産引受通知書は捜索調書の謄本を参加差押財産引受通知書と訂正し、これに参加差押財産引受通知書に記載すべき事項を付記して使用することとして差し支えない。

オ　滞納者又はその財産を占有する第三者への保管

前記②又は③により引渡しを受けた動産等について、必要があると認めるときはこれを滞納者又はその財産を占有する第三者に保管させることができる。第三者に保管させる場合は、その運搬が困難である場合を除きその者の同意を受けなければならない（国税徴収法施行令 40②）。

また、このように動産等を滞納者又は第三者に保管させた場合は、封印、公示書その他の方法により当該動産等が差押財産であることを明白に表示しなければならない（国税徴収法施行令 40③）。

引渡しを受けた動産等を滞納者又は第三者に保管させるかどうかの判断、滞納者又は第三者に保管させた場合の封印、公示書その他の方法による差押財産であることを明白に表示する方法、保管の命令等については動産等の差押えをした場合の処理と同様に措置する。

この場合、差押えの解除をする労働局長と動産等の引渡しを受ける労働局長とが同一である場合においても、封印、公示書等による表示及び保管命令はあらためて行う。

カ　財産の一部又は全部が存在しないため引き受けることができない場合

動産等の引渡しを受ける場合において、参加差押財産引渡通知書に記載された財産の一部又は全部が存在しない等のため、引き受けることができないときは、次により処理する。

（ア）その財産が滅失している等で差押財産として追求する実益がないときは、滅失している財産については参加差押えを解除する。

この場合、保管者に対し保管責任を追及することができるときは、これを追求する。

（イ）参加差押えをした後に、その財産が譲渡された第三者が所有している場合は、その第三者に差押財産である旨を告げ、その財産を引き受ける。

（3）参加差押えが差押えに移行した場合の調査及び処理

参加差押えが差押えに移行した場合は、参加差押財産の引渡しの有無にかかわらず直ちに次に掲げる調査及び処理を行う。

ア　参加差押え先行政機関等から動産及び有価証券以外の財産の差押え解除の通知を受けた場合

参加差押調書を点検し、登記等がされているかどうかを確認する。なお、差押えに移行しても、参加差押えの登記等を差押えの登記等に変更する必要はない。

イ　参加差押えが差押えに移行し超過差押えとなる場合

参加差押えが差押えに移行した場合は、超過差押えとならないかどうかを調査し、超過差押えとなる場合はその部分の差押えを解除する（国税徴収法48）。

ウ　仮登記があったことが判明した場合

参加差押え財産に国税徴収法第23条第1項に規定する保険料等に劣後する担保の目的でされている仮登記があったかどうかを調査し、担保の目的でされている仮登記があったことが判明した場合は、直ちに仮登記の権利者に対して担保の目的でされた仮登記（録）財産差押通知書（様式51号）により通知をする。

（注）1　国税徴収法第23条第2項の規定による通知は、参加差押えが差押えに移行した後に行うことに留意する。

2　仮登記（録）財産差押通知書の差押年月日欄は、参加差押調書の日付を記載する。

3　仮登記（録）財産差押通知は参加差押えが差押えに移行した後に行う。

4　仮登記担保契約とは、金銭債務を担保するためその不履行があるときは債権者に債務者又は第三者に属する所有権その他の権利の移転等をすることを目的としてされた代物弁済の予約、停止条件付代物弁済契約その他の制約で、その契約による権利について仮登記のできるものをいう（仮登記担保法1）。

5　担保のための仮登記とは、仮登記担保契約で土地又は建物の所有権又はその所有権以外の権利（先取特権、質権、抵当権及び企業担保権を除く）の取得を目的とするものに基づく仮登記をいう（仮登記担保法1、20）。

エ　損害保険等に付されていることが判明した場合

差押えに移行した参加差押えをしている財産が損害保険又は共済の目的となっているかどうかを調査し、損害保険等に付されていることが判明したときは、直ちに差押えをした旨を保険者又は共済事業者に差押通知書により通知する（国税徴収法53①、基本通達53⑨）

（注）1　保険者又は共済事業者に対し差し押える旨を通知しない限り、その差押えをもってこれらの者に対抗することができない。

この場合の調査及び保険者等への通知は、差押えをした場合と同様に処理する。

2　差押通知書の差押年月日欄は、参加差押調書の日付を記載する。

3　保険者等への差押通知は、参加差押えが差押えに移行した後に行う。

2　参加差押えが差押えに移行しない場合

参加差押えの基因となっている差押えが解除されたときは、その差押えに対してされていた参加差押えのうち、差押えに移行しない参加差押えの参加差押書は、差押えに移行した参加差押えをしている行政機関等に引渡される。

この場合は、差押解除通知書に参加差押書を引渡した旨付記してあるので、「参加差押書の引渡しが行われた」旨の記載を確認の上、次の処理をする。

（1）参加差押調書の余白に参加差押え先行政機関等の変更年月日、新たな行政機関等名を記載する。

（2）参加差押書の写の欄外に、参加差押え先行政機関等の変更年月日、新たな行政機関等名を記載する。

第8　参加差押えの解除

1　参加差押えを解除する場合

参加差押えの解除は、交付要求と同様である。

参加差押えは、次に掲げる場合に解除しなければならない（国税徴収法 88①、84①、基本通達 88②）。

（1）参加差押えをしている保険料等の全額を納付、充当、取消しその他の理由により消滅したとき。

（注）　その他の理由とは、他の交付要求、参加差押えにより交付を受けた金銭を参加差押えに係る保険料等の全額について充てたこと。

国税徴収法第 129 条第 1 項の規定により、配当された金銭をその保険料等の全額に充てたこと、その他免除、法律の変更等により参加差押えに係る保険料等の全額が消滅したことをいう。

（2）参加差押え解除の請求があった場合で、その請求を相当と認めたとき。

（3）参加差押えをした後に、新たに財産の差押えを行い又は新たに担保を徴したため、参加差押えを解除しても滞納保険料等の徴収上支障がないと認められるとき。

2　参加差押えの解除手続

（1）参加差押え先執行機関への通知

参加差押えの解除は、参加差押解除通知書（様式 52 号）により、参加差押え先行政機関等に通知することによって行う（国税徴収法 88①、84②、基本通達 88②）。

（２）滞納者への通知

参加差押えを解除した場合は、その旨を滞納者に参加差押解除通知書（様式52号）により通知しなければならない（国税徴収法84③、88①、基本通達84③、88②）。

（３）抹消登記

参加差押えの登記をした財産の参加差押えを解除したときは、その登記の抹消を関係機関に嘱託しなければならない。この関係機関は、参加差押えの登記を嘱託した関係機関と同様である（国税徴収法88②、基本通達88③）。

なお、登記等は次により行うこと。

ア　不動産、船舶、航空機、建設機械若しくは小型船舶について、参加差押えを解除した時

参加差押登記抹消登記嘱託書（様式29号）を作成し、参加差押解除通知書謄本を添付して、財産を管轄する法務局その他の関係機関に送付する。

（注）　同一登記所の管轄に属する数個の土地又は建物について、参加差押え解除の登記を嘱託する場合は、同一の嘱託書をもって参加差押え解除の登記を嘱託することができる（不動産登記法46）。

イ　自動車についての参加差押えを解除した時

自動車参加差押登録抹消登録嘱託書を作成し、参加差押解除通知書謄本を添付して所轄運輸支局（自動車検査登録事務所を含む。）に送付する。

（注）　自動車参加差押登録抹消登録嘱託書は、自動車1両ごとに別紙に作成する。ただし、同時に自動車2両以上について登録の嘱託をしようとするときは、登録の原因及び目的が同一であるときに限り、参加差押解除通知書謄本は、そのうちの1通に添付し他の嘱託書にその旨を添付書類欄に記載する。

（４）質権者等への通知

参加差押えを解除した時は、質権者等のうち、参加差押えをしたときに通知をした質権者等に対し、参加差押解除通知書（様式52号）により参加差押えを解除した旨を通知しなければならない（国税徴収法88①、基本通達88④）。

なお、参加差押えの解除の請求に基づいて参加差押えを解除したときは、この参加差押解除通知書を使用し、該当請求者にもその旨を通知する。

（注）　電話加入権の参加差押えを解除したときは、その旨をＮＴＴに通知しなければならない（国税徴収法88③、基本通達88②）。

第９　参加差押えを受けた場合

１　参加差押書の受理

滞納処分による差押えを行った場合、他の行政機関等から参加差押書の送達を受けたときは、次により調査、整理等を行う。

（１）参加差押えの対象となっている差押財産の確認

参加差押書の送達を受けた時は、差押調書に記載された差押え財産と参加差押書に記載された参加差押え対象財産を対査し、両者に相違のないことを確認する。

（注）　参加差押財産について両者間で相違があるときは次による。

1　参加差押書に記載されている財産の全部が符合しないときは、その旨を欄外余白に付記して直ちに参加差押えをした行政機関等へ返戻する。

2　参加差押書に記載されている財産のうち、一部が符合しないときは直ちに参加差押えをした行政機関等に連絡し、補正を求める。

この場合、参加差押書の到達順位は保全する。

3　参加差押えを受けた財産が、国税徴収法第 24 条第 4 項により、譲渡担保権者に対する差押えとして続行することとしているときは、参加差押えをした行政機関等に対し譲渡担保財産である旨、通知する。

（２）参加差押書の到達順位の記録

参加差押書の到達順位は、受付印の日付により判定することとし、同日付のものがあるときは文書受付簿への登載順序の確認により行う。

（注）　参加差押えは先着手により優先するので、到達順位については特に留意する。

（３）売却決定日以後の参加差押え

売却決定日以後の参加差押書の送達を受けた場合は次による。

ア　参加差押書の到達が換価財産の買受代金を受領するまであるとき

参加差押書を受理し、その参加差押書及び差押財産調査表に参加差押書提出期限後の参加差押えであることを付記して、その旨を参加差押えをした行政機関等に連絡する。

（注）　参加差押えができるのは、売却決定日の前日（換価に付すべき財産が金銭による取立ての方法により換価するものであるときは、その取立てのとき）までである（国税徴収法 13、87①）。

なお、参加差押えが売却決定日以後にされた場合においては、その参加差押えをした行政機関等はその売却決定が取り消され、再公売をす

る場合にだけ配当を受けることができるものである。

イ　参加差押書の到達が換価財産の買受代金を受領した後であるとき
参加差押書にその旨を付記して、これを参加差押えとした行政機関等に返送する。

（4）その他参加差押書の受理にあたっての留意事項

ア　差押えをしている保険料等が消滅した後に差押えに対する参加差押書の送達を受けたときは、差押え解除の手続をする前であっても、差押え保険料等が消滅後であることを付記して、直ちに参加差押えをした行政機関等に返送する。

イ　交付要求をしている行政機関等から、同一の滞納金等に基づいて同一の財産に対して重ねて参加差押えをしてきたときは、その旨を参加差押えをした行政機関等に連絡する。

2　譲渡担保権者に対する差押えとして続行することとした場合

参加差押えの基因となっている差押えを国税徴収法第 24 条第 4 項の規定により、譲渡担保権者に対する差押えとして、続行することとした場合は次により処理する。

（1）参加差押えをしている行政機関等に対する通知
参加差押書の送達を受けた後に、差し押えている財産が譲渡担保財産であることが判明し、国税徴収法第 24 条第 4 項の規定により譲渡担保権者に対する差押えとして続行することとした場合は、譲渡担保財産の通知並びに差押続行通知書により参加差押えをしている行政機関等に通知する。

（2）参加差押続行通知書の送付を受けた場合
参加差押え先の行政機関等から参加差押続行通知書の送付を受けた場合は、次により処理する。

ア　参加差押続行通知書は、参加差押書と同様に取り扱う。

イ　参加差押え財産の全部が譲渡担保財産であり、これについて譲渡担保権者に対する参加差押えとして続行することとされたときは、参加差押書の欄外に参加差押続行通知書を受理した旨及び参加差押えに伴う処理は参加差押続行通知書により行う旨を表示しておく。
（注）1　換価代金を配当する場合における配当順位は、先に受理している参

加差押書の受理年月日により判定するので、誤って参加差押続行通知書の受付年月日により判定することないようにするため、先に受理している参加差押書の受付年月日を参加差押続行通知書に明示しておく。

2　参加差押え財産の一部が譲渡担保財産であり、これについて譲渡担保権者に対する参加差押えとして続行することとされたときは、譲渡担保財産については参加差押続行通知書により譲渡担保財産以外の財産について参加差押書により、それぞれ参加差押えに伴う処理をし、参加差押書の欄外にその旨を表示しておく。

この場合、参加差押書に記載してある財産について譲渡担保財産と譲渡担保財産以外の財産とを明確に区別できるよう処理する。

3　参加差押えの対象財産について換価の催告を受けた場合

参加差押えをした行政機関等から、参加差押えの対象となっている差押え財産について換価の催告を受けたときは、すみやかに処分状況を調査し直ちに換価処分を行わない理由又は換価見込み時期等を回答すること。

（注）　滞納者が納付の猶予又は換価の猶予に該当する場合等、差押え財産を換価することができない場合を除き、できる限りすみやかに換価するよう努める。

4　参加差押えがされている財産の差押えを解除する場合

参加差押えがされている財産の差押えを解除する場合は、参加差押えをした行政機関、滞納者、質権者等に対して差押え解除の通知、差押えの登記の抹消等通常の差押え解除の手続をとるほか次による。

（1）差押え解除により差押えに移行することとなる参加差押えの確認

差押えを解除する財産に対する参加差押えが一つだけである場合は、その参加差押えが差押えに移行する参加差押えとなるが、二以上の参加差押えがある場合は、次に掲げるところにより差押えに移行する参加差押えを確認する。

ア　動産又は有価証券である場合

差押えを解除する財産が、動産又は有価証券である場合は、最も先に参加差押書の到達しているものが差押えに移行する参加差押えとなるので、参加差押書の到達順位を確認する。

イ　動産及び有価証券以外の財産である場合

差押えを解除する財産が、動産及び有価証券以外の財産である場合は、参加差押書の到達順位によらず参加差押えの登記等が最も先にされている参加差

押えが差押えに移行するので登記簿等により参加差押えの登記等の順位を確認する。

（2）差押えを解除する動産等の引渡し

差押えを解除する財産が、動産、有価証券又は自動車、建設機械若しくは小型船舶であるときは、次に掲げるところによりその動産等を参加差押えの行政機関等に引渡す（国税徴収法 87②、基本通達 87④）。

なお、動産等の引渡しは差押えを解除する前に行い、その動産等の引渡しを受けた旨の参加差押財産引受通知書（様式 49 号）を受領後に差押え解除の手続をとる（基本通達 87⑤）。

ア　差押え財産を徴収職員が直接保管している場合

徴収職員が直接保管している差押え財産を差押えに移行した参加差押えをしている行政機関等に引渡すべきときは、当該行政機関等に対し参加差押財産引渡通知書（様式 53 号）により通知する。

引渡しをする場所は原則としてその引渡しをすべき財産が現に存する場所とする。

なお、行政機関等に引渡したときは、参加差押財産引受通知書を受領する（国税徴収法施行令 39①、基本通達 87⑤）。

イ　差押え財産を徴収職員以外の者が保管している場合

滞納者又は第三者が保管している差押え財産を差押えに移行した参加差押えをしている行政機関等に引渡すべきときは、原則として差押え財産の保管者から直接引渡しをさせることとし、当該行政機関に対し参加差押財産引渡通知書により通知する（国税徴収法施行令 39②、基本通達 87⑤）。

なお、当該行政機関等に対し参加差押財産引渡通知書を送付するときは、保管者あての差押財産引渡依頼書を添付する。

（3）参加差押え関係書類の引渡し

差押えを解除する場合において、差押財産について二以上の参加差押えを受けているときは、差押えに移行した参加差押えをしている行政機関等に対し、次により参加差押え関係書類の引渡しをする（国税徴収法施行令 41①、基本通達 87⑥）。

なお、この関係書類の引渡しについては、一つの参加差押えだけである場合においても同様に取扱う。

ア　引渡しをする書類

（ア）参加差押書

（注）　参加差押えの対象となっている財産の差押えの一部を解除するときは、参加差押書の写を引渡す。

（イ）参加差押続行通知書

（ウ）債権者から提出された保険料等に優先する質権等を証明する書類

（エ）譲渡担保権者から提出された保険料等に優先する譲渡担保権を証明する書類

（オ）動産の引渡命令を受けた者から提出された契約を解除した旨の通知書又は請求書

（カ）債権者から提出された債権現在額申立書及びその添付書類

（キ）滞納者から取り上げた債権証書又は権利証書

（ク）その他徴収職員が占有している自動車検査証等の書類

イ　引渡しをする時期

参加差押え関係書類の引渡しは、差押え解除と同時に行い、関係書類は差押解除通知書とともに送付する。

ウ　引渡しの手続

参加差押え関係書類の引渡しは、参加差押関係書類引渡書（様式 54 号）正副 2 通に添付して行うこと。

（注）　参加差押え関係書類の引渡しをしたときは、その副本を引き渡した書類の受領証として徴する。

5　参加差押解除通知書を受理した場合

参加差押えをした行政機関等から参加差押解除通知書の送付を受けたときは、これと参加差押書等とを確認した上、関係書類に参加差押えが解除された旨を記載し滞納処分関係一件書類に綴り込む。

6　交付要求と参加差押えの対比一覧

	交付要求	参加差押え
要　　件	1. 先行の強制換価手続が行われたこと 2. 滞納の保険料等があること ※　納期限を経過していれば督促の有無を問わない	1. 先行の滞納処分が行われたこと 2. 滞納の保険料等の差押えができる場合であること　※　督促が必要 3. １の財産が特定の種類のものであること（国徴法 86①等）
対象財産	全ての財産（国徴法 82①）	特定の財産（国徴法 86①） 1. 動産及び有価証券 2. 不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶 3. 電話加入権
手　　続	1. 執行機関に対する交付要求書の交付（国徴法 82①） 2. 滞納者への通知（国徴法 82②） 3. 質権者等への通知（国徴法 82③）	1. 行政機関等に対する参加差押書の交付（国徴法 86①） 2. 同左（国徴法 86②、④） 3. 〃 4. 電話加入権の場合は第三債務者への通知（国徴法 86②） 5. 参加差押登記（登録）の嘱託（国徴法 86③）
効　　力	1. 換価代金から配当を受けられる（国徴法 129①二） 2. 消滅時効の中断（通則法 73①） 3. 交付要求先着手による優先 ※　破産手続の場合は当てはまらない 4. 先行差押えの解除又は取消しにより失効する 5. 破産手続開始決定後も交付要求することが可能（差押え・参加差押えは不可）	1. 同左 2. 〃 3. 〃 4. 先行差押えの解除又は取消しにより、差押えの効力を生じる。２以上の参加差押えがある場合は、最も先にした参加差押えが差押えの効力を生じ、それ以外の参加差押えは、差押えの効力が生じた参加差押えに参加差押えをしたとみなされる（国徴法 87①、国徴令 41②） 5. 動産等の引渡しを受けられる（国徴法 87③） 6. 先行差押えに対して換価の催告ができる（国徴法 87③）

	交付要求	参加差押え
制限と解除の請求	1. 特定の場合は、交付要求が制限される（国徴法 83） 2. 債権者は、一定の要件のもとに解除の請求ができる（国徴法 85）	1. 同左（国徴法 88①） 2. 〃
解　　除	1. 解除の請求を相当と認めた場合及び保険料等が消滅した場合に解除（国徴法 85②、84①） 2. 執行機関への通知（国徴法 84②） 3. 滞納者への通知（国徴法 84③） 4. 質権者等への通知（国徴法 84③）	1. 同左（国徴法 88①） 2. 〃 3. 〃 4. 〃 5. 電話加入権の場合は第三債務者への通知（国徴法 88③） 6. 参加差押登記（登録）の抹消登記の嘱託（国徴法 88②）

第７章　滞納処分に関する猶予及び停止等

第１　換価の猶予

差押えに係る徴収金が納付されない場合には、差押財産を換価（公売）して滞納している保険料等に充当するのが原則である。しかし、滞納者に一定の事由がある場合には、差押財産の換価を猶予し、滞納者の事業を継続させ又は生活を維持させながら、滞納している保険料等を分割納付などで円滑に徴収しようとする制度がある。これを換価の猶予という。

換価の猶予には、職権による場合（国税徴収法151）と申請による場合（国税徴収法151の2）がある。

１　換価の猶予の要件等

（１）職権による換価の猶予の要件

職権による換価の猶予をすることができるのは、次に掲げる要件の全てに該当する場合である（国税徴収法151①、152③）。

ア　滞納者が納付について誠実な意思を有すると認められること。

イ　納付すべき保険料等について納付の猶予又は申請による換価の猶予の適用を受けている場合でないこと。

ウ　次のいずれかに該当すると認められる場合であること。

（ア）財産の換価を直ちにすることにより、その事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるとき。

（イ）財産の換価を猶予することが、直ちに換価することに比し、滞納に係る保険料等及び最近において納付すべきこととなる保険料等の徴収上有利であるとき。

エ　原則として、猶予に係る保険料等の額に相当する財産の差押え又は担保の提供があること。

（注）１　「納付について誠実な意思を有する」とは、滞納者が、現在においてその滞納保険料等を優先的に納付する意思を有していることをいう。

納付についての誠実な意思の有無の判定は、従来において期限内に納付していたこと、過去に納付の猶予又は換価の猶予等を受けた場合において確実に分割納付を履行していたこと、滞納保険料等の早期完納に向けた経費の節約、借入の返済額の減額、資金調達等の努力が適切になされていることなどの事情を考慮して行う。この場合においては、過去のほ脱の行為又は滞納の事実のみで納付についての誠実な意思の有無を判定するのではなく、現在における滞納保険料等の早期完納に向けた取組も併せて考慮した上で判定する（基本通達151②）。

2　「財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるとき」とは、事業に不要不急の資産を処分するなど、事業経営の合理化を行った後においても、なお差押財産を換価することにより、事業を休止し、又は廃止させるなど、その滞納者の事業の継続を困難にするおそれがあると認められる場合をいう（基本通達151③）。

3　「生活の維持を困難にするおそれがあるとき」とは、差押財産を換価することにより、滞納者の必要最低限の生活費程度の収入が期待できなくなる場合をいう（基本通達151④）。

（2）申請による換価の猶予の要件

申請による換価の猶予をすることができるのは、次に掲げる要件の全てに該当する場合である（国税徴収法151の2、152④）。

ア　納付すべき保険料等を一時に納付することにより、その事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。

イ　滞納者が保険料等について誠実な意思を有すると認められること。

ウ　滞納者から納付すべき保険料等の納期限から6月以内に換価の猶予の申請書が提出されていること。

エ　納付すべき保険料等について納付の猶予の適用を受けている場合でないこと。

オ　原則として、換価の猶予の申請に係る保険料等以外の滞納がないこと。

カ　原則として、換価の猶予の申請に係る保険料等の額に相当する担保の提供があること。

（注）１　事業継続又は生活維持の困難

「保険料等を一時に納付することによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

ア　事業に不要不急の資産を処分するなど、事業経営の合理化を行った後においてもなお、保険料等を一時に納付することにより、事業を休止し、又は廃止させるなど、その滞納者の事業の継続を困難にするおそれがある場合（基本通達151の2③）

イ　保険料等を一時に納付することにより、滞納者の必要最低限の生活費程度の収入が確保できなくなる場合（基本通達151の2④）

2　換価の猶予に係る分割納付、通知等

換価の猶予をする場合には、その猶予に係る金額を適宜分割し、その分割した金額ごとに猶予期間を定めることができる（国税徴収法152、国税通則法46④）。

猶予期間は、１年を限度として、滞納者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当な金額で分割して納付した場合において、その猶予に係る保険料等を完納することができる最短期間とする（国税徴収法151①、基本通達151⑤の2）。

なお、換価の猶予をした場合において、その猶予をした期間内にその猶予をした金額を納付することができないやむを得ない理由があると認められるときは、その期間を延長することができるが、その期間は、既に換価の猶予をした期間と合わせて２年を超えることはできない（国税徴収法152、国税通則法46⑦）。なお、猶予期間の延長については、滞納者の申請を要件としない（国税徴収法152）。

ここでいう「やむを得ない理由」とは、納付することができないことが納付者の責めに帰すことができない場合のその理由をいう（基本通達152⑥）。

3　換価の猶予の手続

滞納者が申請による換価の猶予を受けようとするときは、所要の事項を記載した労働保険料等換価猶予申請書（様式第73号の2）に所定の書類

を添付し、管轄の労働局長に提出しなければならない（国税徴収法151の2①③、国税徴収令53①②）。

（１）申請書の提出期限

申請による換価の猶予については、猶予を受けようとする保険料等の納期限から６月以内に申請書を提出しなければならない（国税徴収法151の2①）。

（２）申請書の記載事項及び添付書類

ア　記載事項

申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない（国税徴収法151の2③、国税徴収令53②）。

（ア）保険料等を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

（イ）納付すべき保険料等の年度、科目、納期限及び金額

（ウ）上記（イ）の金額のうちその納付を困難とする金額

（エ）猶予を受けようとする期間

（オ）猶予に係る金額を分割して納付する場合の分割納付期限及び分割納付金額

（カ）猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が３月を超える場合には、提供しようとする担保の種類、数量、価額及び所在（担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名又は名称及び住所又は居所）その他担保に関して参考となるべき事項又は担保を提供することができない特別の事情

イ　添付書類

申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない（国税徴収法151の2③、国税徴収令53①）。

（ア）財産目録

（イ）収支の明細書

（ウ）担保を徴する場合には、担保の提供に関し必要となる書類

（注）１　猶予を受けようとする金額（未確定の延滞金を除く。）が100万円以下である場合には、上記（ア）及び（イ）の書類に代えて、財産収支状況書を添付して提出する。

なお、猶予を受けようとする保険料等以外に、猶予の申請中の保険料等又は既に猶予を受けている保険料等が

ある場合には、それらの保険料等の額を上記の「猶予を受けようとする金額」に含めるものとする。

2　上記（ア）及び（イ）又は財産収支状況書に代えて、滞納者が独自に作成した書式（資金繰表、試算表等）を添付して提出することができる。ただし、その場合は、法令に定められた事項を全て記載する必要があることに留意する。

（３）猶予要件の審査

猶予の要件の審査に当たり、申請書及び添付書類に記載された内容を調査する際には、申告書等の署内資料の確認、納付者に対する聞き取り、帳簿書類等の検査を行う（国税通則法46の2⑪）。

（４）職権による換価の猶予をする場合

職権による換価の猶予をする場合において、換価の猶予の要件を充足するか否かを判断するため、又は猶予をするに当たってその猶予に係る金額を分割して納付させるための各月の分割納付期限及び分割納付金額を定めるために、滞納者の現在の資産及び負債の状況並びに今後の収入及び支出の見込み等を調査する必要があると認めるときは、滞納者に対し、次に掲げる書類の提出を求めることができる（国税徴収法151②、国税徴収令53①、基本通達151⑬の2）。

ア　分割納付計画書

イ　財産目録

ウ　収支の明細書

エ　担保を徴する場合には、担保の提供に関し必要となる書類

（注）　猶予を受けようとする金額（未確定の延滞金を除く。）が100万円以下である場合には、上記イ及びウの書類に代えて、財産収支状況書を添付して提出する。

なお、猶予を受けようとする保険料等以外に、猶予の申請中の保険料等又は既に猶予を受けている保険料等がある場合には、それらの保険料等の額を上記の「猶予を受けようとする金額」に含めるものとする。

（５）猶予の決定又は不承認の決議及び申請者への通知

ア　猶予の決定

職権または申請による換価の猶予をする場合には、換価猶予決議書（収入様式第28号の2）により決裁を了した上、猶予をした旨、換価猶予決定通知書（収入様式第29号の2）により申請者に通知する（国税通則法47①、国税徴収法152③④）。

イ　猶予の不承認

換価の猶予の申請書の提出があった場合において、猶予の要件に該当しないときは、換価猶予決議書（収入様式第28号の2）により決裁を了した上、猶予をしない旨を換価猶予不承認通知書（収入様式第30号の2）により申請者に通知する（国税通則法47②、国税徴収法152④）。

（6）担保の種類

猶予をする場合に提供できる担保の種類は、次に掲げるものであり、この中からなるべく処分の容易なもので、価額の変動のおそれが少ないものを提供させる。

ア　国債及び地方債

イ　社債その他の有価証券で労働局長が確実と認めるもの

ウ　土地

エ　建物、立木及び登記・登録される船舶、飛行機、回転翼航空機、自動車、建設機械で保険に附したもの

4　換価の猶予の効果

（1）換価の制限

換価の猶予の期間中は、差押財産の換価ができない。しかし、差押財産から生ずる天然果実については換価することができ、また、差押債権等は取り立てることができる（国税徴収法152、国税通則法48③、④）。

（注）　換価の猶予は、差押えを制限するものではない。したがって、猶予期間中であっても、猶予に係る保険料等について、新たな

差押えができる他、交付要求又は参加差押えを行うことができる。

（２）差押えの解除制限

換価の猶予をする場合には、既にした差押えは解除しない（基本通達151⑨、151の2⑫）。

（３）時効の停止

換価の猶予をした場合には、その猶予期間中は徴収権の消械時効は進行しない（国税通則法73④）。

（４）延滞金の免除

換価の猶予をした場合には、原則として、猶予した保険料等に係る延滞金のうち、その猶予期間に対応する部分の金額の２分の１に相当する金額を免除する（国税通則法63①）。

また、残余の部分について、一定の事由に該当するときは、猶予期間に対応する部分の金額でその納付が困難と認められるものを限度として、さらに免除することができる（国税通則法63③）。

5　換価の猶予の取消し

（１）猶予の取消しの要件

換価の猶予を受けた者が次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、その猶予を取り消し、又は猶予期間を短縮することができる（国税徴収法152、国税通則法49①、基本通達152⑨）。

ア　国税通則法第38条第1項各号（繰上請求）のいずれかに該当する事実がある場合に、その者が猶予に係る保険料等を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。

イ　アにより分割した金額ごとに定められた猶予期間内に、その金額に相当する保険料等を納付しないとき。

ウ　換価の猶予に係る保険料等につき提供された担保について、労働局長が国税通則法第51条第1項（担保の変更等）の規定によってした命令に応じないとき。

エ　アからウまでに掲げる場合を除き、その者の財産の状況その他の事情の変化により猶予を継続することが適当でないと認められるとき（例えば、猶予期限において猶予金額の徴収の見込みがなくなる程度の資力の喪失、業況の好転等により換価の猶予を取り消しても事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがないと認められる事情が生じたとき等）。

（２）取消しの通知

換価の取消しをする場合には、換価猶予決議書（収入様式第28号の2）により決裁を了した上、猶予をした旨、換価猶予取消通知書（収入様式第31号の2）により申請者に通知する（国税通則法49③、国税徴収法152）。

なお、保証人及び担保財産の権利者（申請者を除く。）についても、同様に通知する（基本通達152⑩）。

第２　滞納処分の執行停止

滞納者が資力を喪失するなどの一定の事実が生じ、滞納処分を執行すればその生活を著しく窮迫させるなど、滞納処分を執行するのが不適当、又は滞納処分の執行ができない場合には、労働局長は、職権で滞納処分の執行を停止することができる（国税徴収法153①）。

これは、納付猶予、換価猶予と異なり、納付義務の消滅につながっていることから、より徹底した徴収の緩和である。

１　滞納処分の執行停止の要件

（１）停止の要件

滞納者が次のいずれかに該当する場合には、滞納処分の停止をすることができる（国税徴収法153①一～三）。

１号要件：滞納処分の執行等をすることができる財産がないとき
２号要件：滞納処分の執行等をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき
３号要件：その所在及び滞納処分の執行等をすることができる財産がともに不明であるとき

滞納処分の執行停止は、滞納者の申請によらないで労働局長の職権で行い、滞納者に停止した旨の通知をしなければならない（国税徴収法153③）。

ア　１号要件

滞納処分の執行等をすることができる財産がないとき（財産があっても、保険料等に優先する質権等があるために保険料等に充てるべき金額がない場合を含む）（国政徴収法153①一）。

滞納処分の執行等をすることができる財産がないときとは、滞納処分の停止をするかどうかを判定する時において、次に掲げる場合のいずれかに該当するときをいう（基本通達153②）。

（ア）　既に差し押さえた財産及び差押えの対象となり得る財産の処分予定価額が、滞納処分費（判定時後のものに限る。）及び本手引第８章第２節（労働保険料と被担保債権等との調整）の規定等により保険料等に優先する債権の合計額を超える見込みがない場合

（イ）　差押えの対象となり得る全ての財産について差し押さえ、換価（債権の取立てを含む。）を終わったが、なお徴収できない保険料等がある場合

イ　２号要件

滞納処分の執行等をすることによって、滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき（国政徴収法153①二）。

ここでいう「生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」とは、滞納処分を執行することにより、生活保護法の適用を受けなければ生活を維持できないと認められる程度の状態になるおそれがある場合をいう（基本通達153③）。

ウ　３号要件

滞納者の所在及び滞納処分の執行等をすることができる財産がともに不明であるとき（国政徴収法153①三）。

ここでいう「滞納者の所在及び滞納処分の執行等をすることができる財産がともに不明」とは、滞納者の住所又は居所及び財産がともに不明な場合をいい、ともに不明な場合に限り適用される（基本通達153④）。

（２）第二次納付義務者等がある場合

第二次納付義務者、譲渡担保財産、保証人又は物上保証に係る財産から滞納金の徴収ができる場合には、主たる納付者の保険料等（第二次納付義務、譲渡担保権者の物的納付責任、保証又は物上保証に係る保険料等に限る。）については、滞納処分の停止をしないものとする。

なお、第二次納付義務者又は保証人について滞納処分の停止の理由がある場合には、それらの者に対しては、主たる納付者に関係なく、滞納処分の停止をすることができる（基本通達153⑦）。

2　滞納処分の停止要件の充足性を判断する場合の留意事項

滞納処分の停止の要件に当たるかどうかは、次の事項に留意して判断する。

（１）一般的留意事項

ア　交付要求をしている場合

滞納者の財産について強制換価手続が行われ、執行機関に対する交付要求をしている場合で、これらの執行機関からの配当を受ける見込みがあるときには、原則として滞納処分の停止を行わない。

イ　第二次納付義務者等がある場合

第二次納付義務者、譲渡担保財産、連帯納付義務者、保証人及び物上保証人等から滞納額の徴収ができる場合には、滞納処分の停止を行わない。

なお、第二次納付義務者又は保証人について滞納処分の停止事由がある場合には、これらの者に対しては滞納者に関係なく滞納処分の停止をすることができる。

ウ　原告訴訟の提起見込みがある場合

詐害行為取消訴訟、名義変更訴訟など、原告訴訟の提起見込みがある場合には、原則として、滞納処分の停止を行わない。

エ　課税処分又は滞納処分についての争訟が係属している滞納がある場合

課税処分又は滞納処分について不服申立て又は訴訟が係属している滞納がある場合には、原則として滞納処分の停止を行わない。

（２）１号要件（滞納処分の執行等をすることができる財産がないとき）の充足性を判断する場合の留意事項

１号要件により滞納処分を停止する場合には、基本通達153②によりその要件の充足性を判断するほか、次の事項に留意する。

ア　次に掲げる財産を差し押さえている場合において、その財産について必要な売却手続（随意契約による売却の勧奨を含む。）を行っても売却できる見込みがないときは、その財産は、滞納処分を執行することができる財産に当たらないものとする。

（ア）差押え前から公共目的のために供されている財産（当該財産の使用状況を勘案すると、他の財産でもってその公共目的が達せられると認められる場合を除く。）

（注）　上記の財産については、その財産につき利害関係を有する者に対し任意売却のしょうようを行った上で、滞納処分を執行することができる財産に当たらないとの判断をする。

（イ）差押財産の性質形状が、災害その他やむを得ない事情によって差押え時に比較して著しく異なることとなった財産

（ウ）第三債務者が次に掲げる事由のいずれにも該当する債権

①　強制執行の対象となる財産を有しないこと。

② 差押債権を履行しているが、完済までにおおむね10年以上の長期間を要すること。

③ ②の長期間を要する理由が、契約上又は法律上の原因に基づかず、専ら第三債務者の資力に基因すること。

④ 第三債務者の資力が現に履行中の金額を超えると認められないこと。

イ 取立訴訟（差押債権の支払いを求める裁判）を提起することにつき法務局との協議が整わない差押債権及び取立訴訟を提起することについて不適当と認めた差押債権は、滞納処分を執行することができる財産に当たらないものとする。

ウ 国外に所在する財産は、滞納処分を執行できる財産に当たらないものとする。

エ 滞納者が事業を継続している場合において、次のいずれにも該当するときは、滞納処分を執行することができる財産がないときに当たるものとする。

（ア）滞納者が納付について誠実な意思を有すると認められること。

この場合の納付について誠実な意思を有すると認められるかどうかは、その判定を行おうとする日前のおおむね３年間において、その期間中に納期限が到達した保険料等に相当する金額以上の納付を行っており、かつ、滞納者について、滞納処分の停止をした場合においても、今後新たな滞納を発生させるおそれがないと認められるかどうか等を勘案して判定する。

（イ）現金、預金、売掛金等の当座資産及び棚卸資産（仕掛品等を含む。以下「当座資産等」という。）以外に滞納処分を執行することができる財産がないこと。

（ウ）（イ）の当座資産等について滞納処分を執行することにより、直ちにその事業の継続を困難にするおそれがあること。

（エ）財産収支状況等により算出した月平均支払可能資金額により毎月分割納付を継続した場合において、完納に至るまでおおむね10年程度の長期間を要すること。

（オ）資力の急激な回復が見込まれないこと。

この場合の資力の回復の見込みは、その判定を行おうとする日の直前の年度分、その前年度分及び前々年度分の３年間における売上高と経営損益（又は所得金額）の推移、負債の返済状況、経営再建策の有無等を勘案して判定する。

（注）　上記の取扱いにより滞納処分の停止をする保険料等は、滞納者が事業を継続する上で納付が困難と認められるものに限る。なお、原則として滞納処分の停止を行う日前３年分の滞納保険料等は除外する。

（３）２号要件（滞納処分の執行等をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき）の充足性を判断する場合の留意事項

２号要件により滞納処分を停止する場合には、基本通達153③によりその要件の充足性を判断するほか、次の事項に留意する。

ア　滞納者が差押禁止財産（P4-27参照）以外に財産を有していても、収入がきん少で安定性がないためその生活の維持が難しい場合、扶養親族を含めた滞納者の生活を維持するためにその財産を生活費に充てつつある場合又はその財産が現に生活の用に供されており生活の維持に必要不可欠と認められる場合には、生活を著しく窮迫させるおそれがあるときに当たるものとする。

イ　滞納者の居住用財産を換価するときにおいて、生活保護法の適用を受けなければならないほどではないが、次のいずれにも該当する場合は、生活を著しく窮迫させるおそれがあるときに当たるものとする。

（ア）滞納者について老齢又は病気、負傷その他これに準ずる事実があり、滞納者の収入の合計が国税徴収法第76条に定める差押禁止額と同等の額以下しかなく、今後３年程度の間においてもその回復が見込まれないこと。

（イ）その財産が、滞納者の生活にとって必要最低限のものであること。

この場合において、必要最低限のものであるかどうかは、その財産の立地条件等を勘案して、社会通念上必要最低限度のものと認められるかどうかにより判定する。

（ウ）居住用財産を換価した場合において、滞納者が親族その他の者と同居することが不可能であり、かつ、新たな生活の本拠となるべきアパート等の賃借に要する費用等（引越費用及び今後１年間の家賃相当額を含む。）を有しないと認められること。

（エ）居住用財産を差し押さえている場合において、労働保険料等に劣後する公課、私債権等を有する者の参加差押え又は強制執行により差押え等がないこと。

なお、参加差押え等がある場合においても、参加差押権者等がその権利を行使しないと認められるときは、参加差押え等がないものとして処理する。

（４）３号要件（その所在及び滞納処分の執行等をすることができる財産がともに不明であるとき）の充足性を判断する場合の留意事項

３号要件により滞納処分を停止する場合には、基本通達153④によりその要件の充足性を判断する。

３　停止相当事案

（１）停止相当事案の要件

滞納事案について、次のいずれかに該当する事由がある場合は、原則として「停止相当」として事案管理を行う。

ア　滞納処分着手後５年以上経過しているとき（滞納額（延滞金を含む。）に相当する価額の財産を差し押さえている場合、交付要求により滞納額に相当する配当が見込まれる場合、納付の猶予、換価の猶予若しくは納付受託を行っている場合又は不服申立てを行っている場合を除く。）。

イ　滞納者がすでに事業を行っておらず、かつ、滞納処分を執行しても滞納額を徴収できる見込みがないとき。

ウ　滞納者の所在又は滞納処分を執行できる財産が不明で、１年以上調査を継続しても発見できないとき。

（２）停止相当事案についての調査

上記３（１）により停止相当とした事案は、その事案に係る処理事績及び既収集資料に基づき、今後において調査すべき事項（以下「補完調査事項」という。）を明確にした上、滞納処分の停止の適否についての調査を行う。調査の結果、滞納処分の停止に相当する場合は、滞納処分の停止事案として扱う。

なお、上記３（１）イの事案の補完調査事項は、破産財団に属さない財産（自由財産）の有無、第二次納付義務該当事実の有無及び自由財産についての詐害行為該当事由の有無とし、また、上記３（１）ウの事案にあっては、第二次納付義務該当事実の有無とする。

補完調査事項について、例えば、調査対象者等の死亡、所在不明、休廃業・倒産等のため、これまでの調査状況から判断して今後３年程度調査を継続しても、調査対象事実を証明するために不可欠な資料の収集ができないと認められる場合等、解明できないことについてやむを得ない事由がある場合又は調査を了したとしても徴収上の実益がないと認められる場合には、労働保険徴収主務課室長を中心とした事案の検討会等による検討を慎重に行った上、その調査を終了することとして差し支えない。

4　執行停止の手続

滞納処分の停止をするときは、滞納処分の停止決議書（滞納様式第68号）を作成し、労働局長までの決裁を受けた後、書面により滞納者に滞納処分の停止決議書（滞納様式第69号）を交付する。

なお、滞納者は、滞納処分の停止を受けないことについて不服申立て又は訴えを提起することができない（基本通達153⑤）。

5　執行停止の効果

（１）滞納処分の禁止

執行停止の期間内は、停止に係る徴収金について、新たな滞納処分はできない（交付要求又は参加差押えはできる）。

（２）差押えの解除

滞納処分の停止をした場合において、差し押さえている財産があるときは、その差押えを解除しなければならない（国税徴収法153③）。

なお、滞納処分の停止をした場合においても、交付要求又は参加差押えをすることができる。この場合において、参加差押えが差押えの効力を生じたときは、国税徴収法第153条第3項の規定（滞納処分の執行等をすることによって、滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき）に該当することがある（基本通達153⑩）。

（３）時効

ア　滞納処分の停止の期間中においても、その滞納処分の停止に係る保険料等の消滅時効は進行し、消滅時効が完成すれば停止期間内でも納付義務は消滅する（国税通則法73④、72③、基本通達153⑫）。

イ　滞納処分の停止をした場合において、滞納者が自発的にその停止に係る国税を納付したときにその保険料等を収納し、又は過誤納金等若しくは交付要求（参加差押えを含む。）に係る受入金をその停止に係る保険料等に充てることは差し支えない（基本通達153⑫）。

その場合、一部納付があったものとし、時効は中断する。

ウ　上記（３）イの場合等において、その処分が取り消されないで３年間継続したときは、その３年の期間を経過した時に、その滞納処分の停止をした保険料等を納付する義務は消滅する（国税徴収法153④）。

この場合の「３年間継続したとき」とは、滞納処分の停止をした日の翌日から起算して３年を経過した日をいう（基本通達153⑮）。

（４）延滞金の免除

滞納処分の停止をした場合には、その停止をした保険料等につき、その停止期間に対応する部分の延滞金が全額免除される（国税通則法63①、手引ＩP16）。

この場合の「停止をした期間」とは、その停止をした日から起算してその取消しの日又は停止に係る保険料等の完納等による納付義務の消滅の日までをいう。

なお、国税徴収法第154条第1項（滞納処分の停止の取消し）の規定による取消しの基因となる事実が生じた場合には、その生じた日以後の期間に対応する部分の金額については免除しないことができる（国税通則法63①、基本通達153⑭）。

6　一部停止

滞納処分の執行停止は、滞納者の財産及び資力の有無により判定するため、財産及び資力がない場合は、滞納保険料の全額を停止することとなる。差押えた債権の全部又は一部について取立てに長期間を要すると認められるなどの場合は、取立て可能と認められる債権額を控除した滞納残額について滞納処分の停止をすることができる。なお、一部停止を行う場合は、執行停止の通知に際し、その旨を明らかにする必要がある。

以下の場合に一部停止が可能である（基本通達153⑧）。

ア　差し押さえた債権について、その取立て（金銭の給付を受けること）に長期間を要すると認められる場合

おおむね１年以上の期間を要すると認められる場合において、その債権を除くと、滞納処分の停止をすることができると認められるとき。

その差押債権の額

イ　強制換価手続の執行機関に対して交付要求をしているが、その執行機関からの配当を受けるまでに長期間を要すると認められる場合

強制換価手続の執行機関に対して交付要求をしている場合において、その執行機関からの配当を受けるまでにおおむね１年以上の期間を要すると認められるときで、かつ、その配当見込額を除くと、滞納処分の停止をすることができると認められるとき。

配当を受けることができると認められる金額

ウ　差し押さえた不動産について、その不動産を再公売に付しても売却できないなど換価に長期間を要すると認められる場合

今後、換価におおむね１年以上の期間を要すると認められ、かつその財産からの配当見込額を除くと、滞納処分の停止をすることができると認められるとき。

その換価により徴収できると認められる金額

（注）　換価により徴収できると認められる金額は、原則として、その財産からの配当見込額に、その財産の見積価額のおおむね３割の金額を加えた額とする。

7　滞納処分の停止の取消し

（１）停止の取消しの要件

滞納処分を停止した滞納者に、停止に該当する事実がないと認められる場合、その停止を取り消さなければならない。

ただし、停止の要件のいずれかに該当するとして滞納処分の停止をした後、それに該当する事実がないこととなっても、他の要件のいずれかに該当する事実があるときは、その滞納処分の停止は取り消さない（基本通達154①）。

（２）取消しの通知

滞納処分の執行停止を取り消したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない（国税徴収法154）。

20160401

労働保険

差押えハンドブック

労働基準局
労働保険徴収課

滞納整理の流れ

労働保険料等を納期限までに完納しない場合には、督促状により納付を督促する。督促は差押えの前提要件である。

財産調査は差押えの対象となる財産の発見等を行う上で重要な手続であり、差押えは対象となる滞納者の財産について、処分を禁止し、換価できる状態におくことを目的とする。

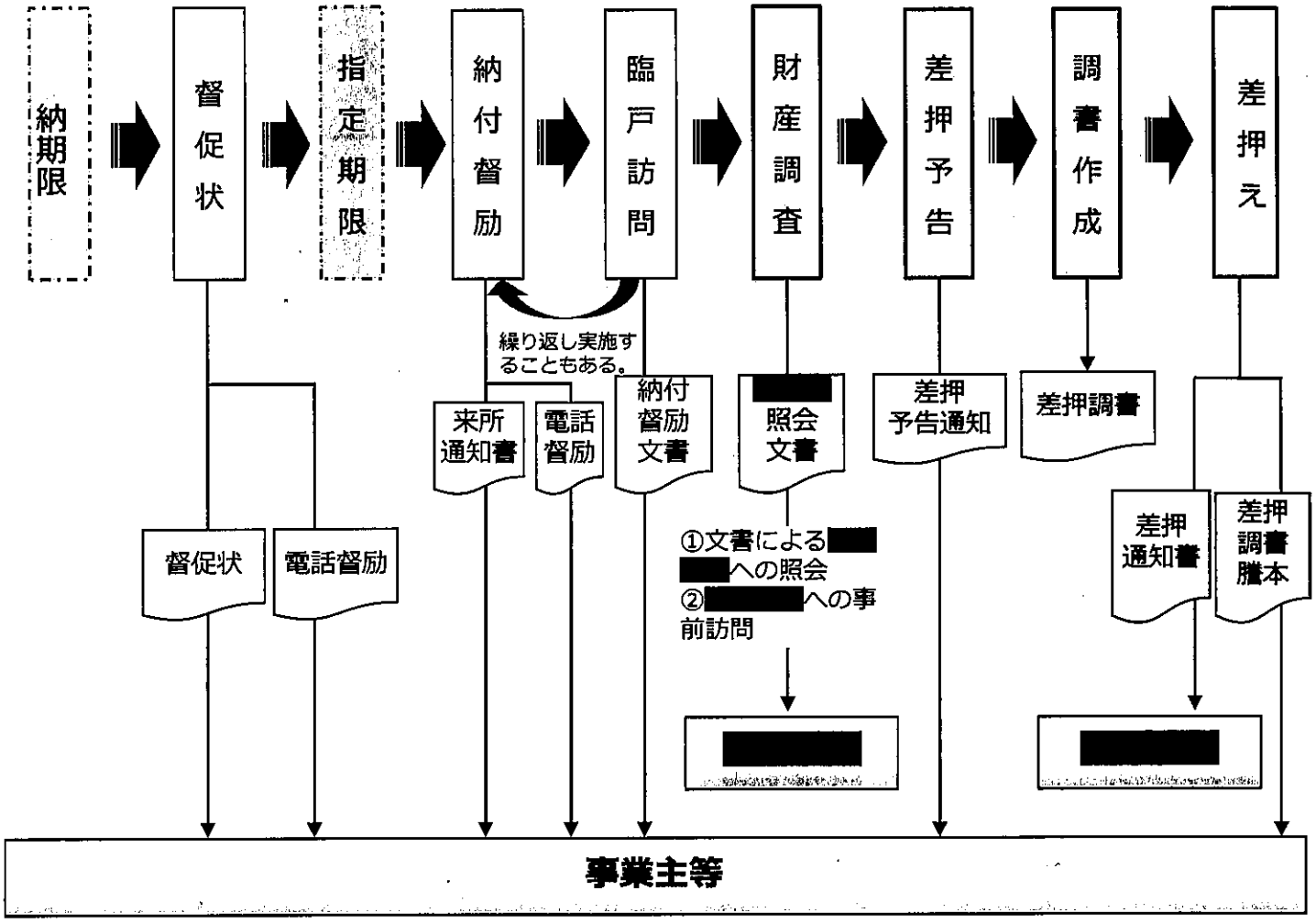

20160331

①財産調査

① 財 産 調 査

↓

② 差 押 予 告

↓

③ 差 押 調 書 作 成

↓

④ 差 押 え

[redacted]調査

[redacted]

※　郵送ではなく、[redacted]への臨場による調査も可能（臨場による調査の流れは、P35～36 ④差押え（[redacted]での流れ）①～⑤参照）。

郵送による[redacted]は以下の手順で行う。

① [redacted]

※　[redacted]への照会文・回答文例は次頁参照。

20160331

①財産調査（[redacted]調査）

[redacted]照会文例

（局発番号）
平成○年○月○日

○○[redacted]（又は[redacted]）　○○[redacted]　殿

○○労働局長
○○　○○

[redacted]の財産調査について（照会）

[redacted]と取引関係にある下記の者について、労働保険料の徴収等に関する法律第27条３項、石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第１項の規定により滞納処分を行う必要がありますので、国税徴収法第141条の規定により財産調査を行います。

ご多忙の折、誠に恐縮ですが、[redacted]の状況を○月○日までにご回答くださるようお願いいたします。

記

[redacted]　住(居)所
氏　名
（代表者）

調　査　項　目

1．[redacted]

2．[redacted]

3．[redacted]

4．[redacted]

5．[redacted]

20160331

①財産調査（[redacted]調査）

[redacted]回答文例

平成　　年　　月　　日

労働局長　殿

[redacted]　[redacted]

[redacted]の財産調査について（回答）

平成　　年　　月　　日付け（局発番号）により調査依頼のあった内容について、下記のとおり回答します。

調　査　項　目

1．[redacted]

2．[redacted]

3．[redacted]

4．[redacted]

5．[redacted]

②

[redacted]

③

[redacted]

- [redacted]
- [redacted]

20160331

①財産調査（[redacted]調査）

[redacted]

[redacted]

20160331

①財産調査（[redacted]調査）

[redacted]

[redacted]

（照会に当たっての注意事項）

◎ [redacted]

◎ [redacted]

◎ [redacted]

◎ [redacted]

◎ [redacted]

[redacted]から回答された内容について、以下に注意して確認を行う。

（確認内容）

◎ [redacted]

◎ [redacted]

◎ [redacted]

（[redacted]の種類）

主に次の種類があり、差押えを執行しても履行（換価）できる時期が異なる。

◎ [redacted]

◎ [redacted]

※ [redacted]

◎ [redacted]

◎ [redacted]

[redacted]調査

[redacted]

[redacted]の調査は以下の手順で行う。

① [redacted]

② [redacted]

③ [redacted]

④ [redacted]

⑤ [redacted]

※ [redacted]

20160331

①財産調査（[redacted]調査）

[redacted]照会文例

[redacted]

[redacted]回答文例（１枚目）

[redacted]

[redacted]回答文例（２枚目）

[redacted]

（照会に当たっての注意事項）

◎ [redacted]

◎ [redacted]

◎ [redacted]

◎ [redacted]

20160331

②差押予告

① 財産調査

↓

② 差押予告

↓

③ 差押調書作成

↓

④ 差押え

差押予告通知書の作成

差押予告通知（催告）は差押えの要件ではないため、必ずしも送付を行う必要はないが、６ヶ月以内に差押えを行う場合に限り、時効中断の効果があるため、時効が差し迫った状況下においては有効な手段となる。

※　差押予告通知（催告）自体に時効中断効果はないので、６ヶ月以内に差押えない場合は時効が中断されないことに注意。

※　差押予告通知の記載例については次頁参照。

20160331
②差押予告

差押予告通知書記載例

平成 XX 年 XX 月 XX 日

○○ ○○　　殿

○○労働局総務部
労働保険徴収室

差 押 予 告 通 知 書

貴事業所は再三の納入催促にもかかわらず、過年度分の労働保険料等が滞納となっており、当局といたしましては、このまま放置するわけにはまいりません。

つきましては、下記の日時を期限として、滞納金額を全額納付されますよう通知いたします。

なお、指定日時までに納付されない場合は、納入についての誠意がないものと認め、財産の差押えを執行します。

《滞納金額を納入されたときは、その旨を担当官までご連絡願います。連絡がない場合は滞納処分を執行することになりますのでご注意下さい。》

記

1　日　時　　平成 XX 年 XX 月 XX 日（ X ）

2　滞納金額

労働保険番号				00-0-00-000000-000			
年 度	期 別	未納保険料額	延 滞 金	年 度	期 別	未納保険料額	延 滞 金
XX	X期	X,XXX,XXX					
				合 計		X,XXX,XXX	

【連絡先】 ○○労働局　総務部　労働保険徴収室　担当：○○　○○
〒０００－００００　○○県○○市○○　○丁目○番○号　○○合同庁舎○階
ＴＥＬ：０００－０００－００００　ＦＡＸ：０００－０００－００００

※　延滞金については本通知書作成時に確定している金額のみ記載しております。

※　万一すでに納入済みの場合は、ご容赦ください。

20160331
②差押予告

（注意事項）

◎　受け取り拒否により返戻された場合は、直接出向いて交付するか、不在の場合は差置を行う。

20160331

③差押調書作成

① 財産調査

↓

② 差押予告

↓

③ 差押調書作成

↓

④ 差押え

差押調書作成

差押えの事前準備として、滞納様式第4号「差押調書(債権用)・差押調書謄本・債権差押通知書」を作成する。

滞納様式第4号は３枚複写で作成する。

差押調書等の記載例については次頁参照。

◎**「差押調書（債権用）」**…１枚目
労働局で保管（差押の事跡を記録証明するためのもの）

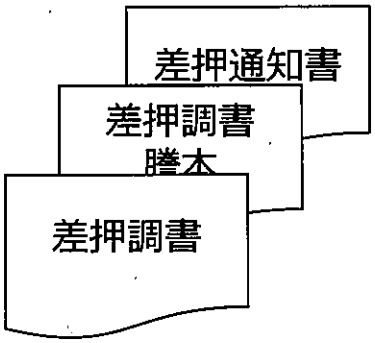

◎**「差押調書謄本」**…２枚目
滞納者へ交付するためのもの

◎**「債権差押通知書」**…３枚目
第三債務者（※）へ交付するためのもの

※ [redacted]の差押えの場合は[redacted]、[redacted]の差押えの場合は[redacted]

差押調書（１枚目）記載例

差押調書に、滞納者の氏名、住所、差押えに係る保険料等の年度、区（期）分、納付期限及び金額、差押財産の名称（口座番号等）、数量（差押金額）を記載する。

滞納様式第4号(債権用)

整理番号	XX-01	差押調書	労働保険特別会計

平成 XX 年 XX 月 XX 日

○○労働局 厚生労働事務官 ○○ ○○ ㊞

下記の滞納金額を徴収するため、下記の財産を差し押えましたので、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第27条第3項、石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項及び国税徴収法第54条の規定により、この調書を作ります。

滞納者（債権者）			労働保険番号	府県	所轄	管轄	基幹番号	枝番号
住所	○○県○○市○○町 ○−○−○			X X	X	X X	X X X X X X	X X X
氏名又は名称	株式会社 ○○○○							

滞納金額	年度	区(期)分	納期限	保険料・一般拠出金	追徴金	延滞金	滞納処分費	備考
	XX	全	XX・7・10	円 XXX,XXX X.XXX	円	要す	円 法律による金額 円	
			・ ・					
			・ ・					
			・ ・					

延滞金が未確定の場合は「延滞金」欄に「要す」と記載する。

差押債権	債務者	住所	氏名
		○○県○○市○○町 ○−○−○	[redacted]
	[redacted]		

履行期限	差押調書謄本(滞納者あて)を受領しました。	債権差押通知書(第三債務者あて)を受領しました。
[redacted]	平成 年 月 日 (:) ㊞	平成 年 月 日 (:) ㊞

備考「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。
「保険料・一般拠出金」、「追徴金」、「延滞金」欄は、枠内の上段に労働保険料に係る額を、 一般拠出金に係る額を記入すること。
(この処分に不服がある場合について)
1 あなたがこの処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日か 日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることが 、処分のあった日から1年を経過した場合を除きます。)。
2 また、この処分に対する取消訴訟は、この審査 する者は法務大臣 て6か月以内に提起することができます(裁決があ った日から3か月を経 3 なお、処分の取消訴訟は、審査請求に対する裁 いずれかに該当する により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要 (23.3)

空欄のままとする（差押え後に滞納者に差押調書謄本を交付した際に記名・押印してもらう）。

空欄のままとする（差押え時に[redacted]に差押通知書を交付した際に記名・押印してもらう）。

20160331

③差押調書作成（[redacted]）

差押調書謄本（２枚目）記載例

差押調書謄本は、差押調書と複写により作成する。

滞納様式第4号(債権用)

整理番号	XX-01	差押調書謄本	労働保険特別会計

平成 XX 年 XX 月 XX 日

この差押債権の取立その他の処分を禁じます。

○○労働局 厚生労働事務官 ○○ ○○ ㊞

下記の滞納金額を徴収するため、下記の財産を差し押えましたので、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第27条第3項、石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項及び国税徴収法第54条の規定により、この調書を作ります。

滞納者(債権者)			労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
住所	○○県○○市○○町 ○－○－○			X X	X	X X	X X X X X X	X X X
氏名又は名称	株式会社 ○○○○							

滞納金額	年度	区(期)分	納期限	保険料・一般拠出金	追徴金	延滞金	滞納処分費	備考
	XX	全	XX・7・10	円 XXX,XXX X,XXX	円	円 要す	法律による金額 円	
			・ ・					
			・ ・					
			・ ・					

[redacted]の差押えを行う[redacted]の名称・住所を記載する。

差押債権	債務者	住所	氏名
		○○県○○市○○町 ○－○－○	株式会社○○銀行 ○○支店
	[redacted]		

履行期限	差押調書謄本(滞納者あて)を受領しました。	債権差押通知書(第三債務者あて)を受領しました。
[redacted]	平成 年 月 日 (:) ㊞	平成 年 月 日 (:) ㊞

備考「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。

「保険料・一般拠出金」、「追徴金」、「延滞金」欄は、枠内の上段に労働保険料に係る額を、下段に一般拠出金に係る額を記入すること。

〔この処分に不服がある場合について〕

1 あなたがこの処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます(なお、処分のあった日から1年を経過した場合を除きます。)。

2 また、この処分に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)。

3 なお、処分の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

504(23.3)

20160331

③差押調書作成（[redacted]）

差押通知書（３枚目）記載例

債権差押通知書も、差押調書と複写により作成するが、上部の債務者欄には複写されないため、中段の債務者欄と同内容（[redacted]の名称・住所）を追記する。

滞納様式第4号（債権用）

整理番号	XX-01	債権差押通知書	労働保険特別会計

債務者　　平成　XX　年　XX　月　XX　日

住所　○○県○○市○○町　○－○－○

氏名　[redacted]　殿　　○○労働局　厚生労働事務官　○○　○○　㊞

下記の滞納金額を徴収するため、下記債権を差し押えます。差押債権は、下記履行期限までに当　○○労働局歳入徴収官　に支払って下さい。
なお、この通知書を受けた後は、債権者に支払っても、その支払は無効です。

滞納者（債権者）			労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
	住所	○○県○○市○○町　○－○－○						
	氏名又は名称	株式会社　○○○○		X X X	X X	X X X X X X X	X X X	

滞納金額	年度	区(期)分		納期限	保険料・一般拠出金	追徴金	延滞金	滞納処分費	備考
	XX	全	XX	・7・10	円 XXX,XXX X,XXX	円	円 要す	任意による金額　円	
				・　・					
				・　・					
				・　・					

差押債権	債務者	住所	○○県○○市○○町　○－○－○	氏名	[redacted]
	[redacted]				

履行期限	差押調書謄本（滞納者あて）を受領しました。	債権差押通知書（第三債務者あて）を受領しました。
[redacted]	平成　年　月　日 （　：　）㊞	平成　年　月　日 （　：　）㊞

備考「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。
「保険料・一般拠出金」、「追徴金」、「延滞金」欄は、枠内の上段に労働保険料に係る額を、下段に一般拠出金に係る額を記入すること。

（この処分に不服がある場合について）

1　あなたがこの処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分のあった日から1年を経過した場合を除きます。）。

2　また、この処分に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

3　なお、処分の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

504（23. 3）

20160331

③差押調書作成（[redacted]）

[redacted]の差押えの場合の差押調書記載例

[redacted]の差押調書の場合も[redacted]の差押調書と原則同様であるが、債務者欄には[redacted]を記載し、差押債権欄は以下のように記載する。

滞納様式第4号（債権用）

整理番号	XX-01	差押調書	労働保険特別会計

平成 XX 年 XX 月 XX 日

○○労働局 厚生労働事務官 ○○ ○○ ㊞

下記の滞納金額を徴収するため、下記の財産を差し押えましたので、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第27条第3項、石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項及び国税徴収法第54条の規定により、この調書を作ります。

滞納者（債権者）	住所	○○県○○市○○町 ○－○－○	労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
	氏名又は名称	株式会社 ○○○○		X X	X	X X	X X X X X X	X X X

滞納金額	年度	区(期)分	納期限	保険料・一般拠出金	追徴金	延滞金	滞納処分費	備考
	XX	全	XX・7・10	円 XXX,XXX X,XXX	円	円 要す	法律による金額 円	
			・ ・					
			・ ・					
			・ ・					

[redacted]の差押えを行う[redacted]を記載する。

差押債権	債務者	住所	□□県□□市□□ ○－○－○	氏名	□□□□株式会社
	[redacted]				

履行期限	差押調書謄本（滞納者あて）を受領しました。	債権差押通知書（第三債務者あて）を受領しました。
[redacted]	平成 年 月 日 （ : ） ㊞	平成 年 月 日 （ : ） ㊞

備考「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。

「保険料・一般拠出金」、「追徴金」、「延滞金」欄は、枠内の上段に労働保険料に係る額を、 一般拠出金に係る額を記入すること。

〔この処分に不服がある場合について〕

1 あなたがこの処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日か 日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすること 、処分のあった日から1年を経過した場合を除きます。）。

2 また、この処分に対する取消訴訟は、この審査 て6か月以内に提起することができます（裁決が 要する者は法務大臣

3 なお、処分の取消訴訟は、審査請求に対する った日から3か月を経 により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要 いずれかに該当する

空欄のままとする（差押え後に滞納者に差押調書謄本を交付した際に記名・押印してもらう）。

空欄のままとする（差押え時に[redacted]に差押通知書を交付した際に記名・押印してもらう）。

1(23.3)

20160331

③差押調書作成（[redacted]）

[redacted]の差押えの場合の差押調書謄本記載例

[redacted]の場合の差押調書謄本も[redacted]と同様に、差押調書と複写により作成する。

滞納様式第4号（債権用）

整理番号	XX-01	差押調書謄本	労働保険特別会計

平成 XX 年 XX 月 XX 日

この差押債権の取立その他の処分を禁じます。

○○労働局 厚生労働事務官 ○○ ○○ ㊞

下記の滞納金額を徴収するため、下記の財産を差し押えましたので、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第27条第3項、石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項及び国税徴収法第54条の規定により、この調書を作ります。

滞納者（債権者）			労働保険番号	府県	所轄	管轄	基幹番号	枝番号
住所	○○県○○市○○町 ○−○−○			X X	X	X X	X X X X X X	X X X
氏名又は名称	株式会社 ○○○○							

滞納金額	年度	区(期)分	納期限	保険料・一般拠出金	追徴金	延滞金	滞納処分費	備考
	XX	全	XX・7・10	円 XXX,XXX X,XXX	円	円 要す	法律による金額 円	
			・ ・					
			・ ・					
			・ ・					

差押債権	債務者	住所	氏名
		□□県□□市□□ ○−○−○	□□□□株式会社
	[redacted]		

履行期限	差押調書謄本（滞納者あて）を受領しました。	債権差押通知書（第三債務者あて）を受領しました。
[redacted]	平成 年 月 日 (:) ㊞	平成 年 月 日 (:) ㊞

備考「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。

「保険料・一般拠出金」、「追徴金」、「延滞金」欄には、枠内の上段に労働保険料に係る額を、下段に一般拠出金に係る額を記入すること。

〔この処分に不服がある場合について〕

1 あなたがこの処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分のあった日から1年を経過した場合を除きます。）。

2 また、この処分に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

3 なお、処分の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

504（23.3）

20160331

③差押調書作成（[redacted]）

[redacted]の差押えの場合の差押通知書記載例

[redacted]の場合の債権差押通知書も[redacted]と同様に、差押調書と複写により作成するが、上部の債務者欄には複写されないため、中段の債務者欄と同内容（[redacted]）を追記する。

滞納様式第4号（債権用）

整理番号	XX-01	債権差押通知書	労働保険特別会計

債務者　　平成　XX　年　XX　月　XX　日

住所　□□県□□市□□　○－○－○

氏名　□□□□株式会社　　殿　　○○労働局　厚生労働事務官　○○　○○　㊞

下記の滞納金額を徴収するため、下記債権を差し押えます。差押債権は、下記履行期限までに当　○○労働局歳入徴収官　に支払って下さい。
なお、この通知書を受けた後は、債権者に支払っても、その支払は無効です。

滞納者（債権者）			労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
	住所	○○県○○市○○町　○－○－○		X X	X	X X	X X X X X X	X X X
	氏名又は名称	株式会社　○○○○						

滞納金額	年度	区(期)分	納期限	保険料・一般拠出金	追徴金	延滞金	滞納処分費	備考
	XX	全	XX・7・10	円 XXX,XXX X,XXX	円	円 要す	円 法律による金額 円	
			・　・					
			・　・					
			・　・					

差押債権	債務者	住所	□□県□□市□□　○－○－○	氏名	□□□□株式会社
	[redacted]				

履行期限	差押調書謄本（滞納者あて）を受領しました。	債権差押通知書（第三債務者あて）を受領しました。
[redacted]	平成　年　月　日 （　：　）㊞	平成　年　月　日 （　：　）㊞

備考「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。
「保険料・一般拠出金」、「追徴金」、「延滞金」欄には、枠内の上段に労働保険料に係る額を、下段に一般拠出金に係る額を記入すること。
［この処分に不服がある場合について］
1　あなたがこの処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分のあった日から1年を経過した場合を除きます。）。
2　また、この処分に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。
3　なお、処分の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

504（23.3）

20160331

④差押え

① 財産調査

↓

② 差押予告

↓

③ 差押調書作成

↓

④ 差押え

差押え時の携行品

差押えのため[redacted]に出向く際は、以下のものを持参する。

（必ず持参する必要があるもの）

①[redacted]
②[redacted]
③[redacted]
④[redacted]
⑤[redacted]
⑥[redacted]
⑦[redacted]
⑧[redacted]

20160331

④差押え（差押え時の携行品）

[redacted]

（必要に応じて携行するもの）

- [redacted]
- [redacted]
- [redacted]

[redacted]での流れ

[redacted]での流れは以下の手順で行う。

① [redacted]

② [redacted]

③ [redacted]

20160331

④差押え（[redacted]での流れ）

④ [redacted]

⑤ [redacted]

⑥ [redacted]

20160331

④差押え（[redacted]での流れ）

⑦ [redacted]

⑧ [redacted]

※ [redacted]

⑨　帰庁後、滞納者に以下の書類を送付する。
・差押調書謄本（滞納者用）
・労働保険料等充当通知書(当日換価した場合のみ)

※　必ず簡易書留で郵送する。
※　直接滞納者に交付する場合は、差押調書に受領の署名又は記名押印をもらう。

[redacted]の差押えの流れ

[redacted]の差押えに当たっての流れは以下の手順で行う。

① [redacted]

※ [redacted]

② [redacted]

20160331

④差押え（[redacted]の差押えの流れ）

③ [redacted]

④ [redacted]

※ [redacted]

⑤　帰庁後、滞納者に以下の書類を送付する。
・差押調書謄本（滞納者用）
・労働保険料等充当通知書(当日換価した場合のみ)

※　必ず簡易書留で郵送する。
※　直接滞納者に交付する場合は、差押調書に受領の署名又は記名押印をもらう。

差押え後の対応

差押え後の対応は以下の手順で行う。

①

[redacted]

②

[redacted]

- [redacted]
- [redacted]

[redacted]

20160331

[redacted]

③ [redacted]

④ [redacted]

⑤ [redacted]

20160331

差押関係書類の電子ファイル

本ハンドブックで紹介した預貯金等照会文書及び滞納様式については、電子媒体を労働保険適用徴収システムに掲載している。

【掲示場所】
（労働保険適用徴収システム）
情報共有フォルダ
→　00 本省情報共有領域（業務関係）
→　〔各種様式〕